

令和6年7月30日

交流会場

令和6年度第2回 練馬区男女共同参画推進懇談会

次 第

1 開会あいさつ

2 審議事項

- (1) 「第5次練馬区男女共同参画計画」令和5年度事業実施状況について 【資料2・3・4】
- (2) 審議会等の女性委員の任用率調査結果について（報告事項） 【資料5】
- (3) 第5次練馬区男女共同参画計画 目標別 指標と目標値について 【資料6】
- (4) 第6次練馬区男女共同参画計画の構成について 【資料7】
- (5) 第6次練馬区男女共同参画計画の施策と取組について 【資料8】

3 その他

- (1) 今年度のスケジュールについて 【資料9】

【配付資料】

- 資料1 第22期練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿
- 資料2 第5次練馬区男女共同参画計画の点検・評価について
- 資料3 第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況（まとめ）
- 資料4 第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況
- 資料5 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績（令和5年度実績）
- 資料6 第5次練馬区男女共同参画計画 目標別 指標と目標値一覧
- 資料7 第6次練馬区男女共同参画計画の構成について
- 資料8 第6次練馬区男女共同参画計画の施策と取組について
- 資料9 令和6年度 練馬区男女共同参画推進懇談会年間予定（修正版）
- その他 男女共同参画センター図書・資料室発行「すてっぴ+」N02
- その他 男女共同参画センターえーるだより第85号

第22期 練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿

資料1

令和6年7月1日現在

役職	委員氏名	区分	備考	各種委員
会長	片居木 英人	学識経験者	十文字学園女子大学人間生活学部教授	
副会長	村田 智子	"	弁護士	
委員	安蔵 誠市	"	練馬幼稚園 園長 学校法人安蔵学園 理事長	
委員	八巻 裕香	"	社会保険労務士	
委員	本橋 世紀子	団体推薦	練馬女性問題協議会	
委員	立川 君子	"	新日本婦人の会練馬支部	フェスティバル パネル作成
委員	田代 尚子	"	♀(アイ)女性会議 練馬支部	
委員	渡邊 庸子	"	練馬区民生・児童委員協議会	
委員	濱屋 尚子	"	練馬区ひとり親福祉連合会	
委員	井戸 大通	"	(一社)練馬産業連合会	
委員	清水 きよ彖	"	練馬区町会連合会	フェスティバル パネル作成
委員	山崎 素裕	"	練馬区労働組合協議会	
委員	伊藤 さおり	公募委員		ねりま フォーラム
委員	長田 香	"		ねりま フォーラム
委員	佐治 良之輔	"		ねりま フォーラム
委員	新平 駿二	"		MOVE編集
委員	高桑 力也	"		MOVE編集
委員	服部 由佳	"		
委員	藤井 咲江	"		MOVE編集
委員	松井 俊子	"		
委員	宮地 明子	関係行政機関職員	東京都労働相談情報センター池袋事務所長	
委員	佐川 広	"	練馬区教育委員会事務局教育振興部長	
委員	中田 淳	"	練馬区総務部長	

女性委員割合(23人中14人 60.9%)

事 務 局	
人権・男女共同参画課長	末永 悠利子
男女共同参画担当係長	相馬 まゆみ
男女共同参画担当係	星野 綾子
	関 昌紀

第5次練馬区男女共同参画計画の点検・評価について

1 男女共同参画計画について

施策実施状況の点検・評価

各施策のうち重点取組については、主管課において毎年度点検・評価を行う。

可能な限り、数値目標を設定し、数値目標による点検・評価を行う。

取組ごとに、事業実績を記載している。

の結果を男女共同参画施策推進会議、同幹事会で確認し、改善点を検討、次年度以降に反映させる仕組みとする。

区民の意見を聴きながら取組を進めるため、区の評価を男女共同参画推進懇談会に報告し、ご意見・要望をいただく。

所管課自己評価

- A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。
- B 第5次計画の目標内容を踏まえて事業を実施したが、事業内容を一部変更した。
- C 事業は実施したが、第5次計画の目標を踏まえると工夫が必要であった。
- D 予定どおりの実施ができなかった。

成果指標による進行管理

第5次計画で目標ごとに設けた11の成果指標および目標値により、計画全体の進行管理、点検・評価を行う。

2 その他の計画について

配偶者暴力防止および被害者支援基本計画について

男女共同参画計画（目標 - 施策1）の点検・評価のしくみを活用する。その結果については男女共同参画推進懇談会の意見聴取後に区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議に報告、協議しながら取組を進める。

女性活躍推進計画について

男女共同参画計画（目標 ）の点検・評価のしくみを活用し、その結果については男女共同参画推進懇談会に意見を聴く。

第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況（まとめ）

■ 目標 人権の尊重と男女平等意識の形成

(1)重点取組の評価

多様な性・多様な生き方を認める意識の形成と啓発事業の強化	所管課評価
性や生き方の多様性に関する講座、パネル展	A
性的マイノリティ相談窓口	A
外国人のための日本語学習の支援	A
外国人のための相談窓口の設置	A
さまざまな文化の相互理解の促進	A
多様な性のあり方や男女共同参画の視点に立った表現ガイドラインの作成・周知	A

(2)令和5年度の主な取組

- ◇ 若年層 LGBT 居場所事業を当時者団体と共催で実施【新規】
- ◇ LGBT パネル展「マンガで考える LGBT」パネル展の実施【新規】

■ 目標 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

(1)重点取組の評価

被害者への支援	所管課評価
配偶者等暴力被害に関する相談窓口の情報提供や一人ひとりの状況にあった相談支援	A
被害者の安全確保や心のケア（DV 専門相談）、自立に向けた支援	A
加害者更生に関する情報収集・研究	C

(2)令和5年度の主な取組

- ◇ DV 防止啓発カードの改訂を実施し、区庁舎内女性トイレ等に設置
- ◇ 区内事業所向けセミナーにて、ハラスメントに関する講演会の実施
- ◇ 区立中学校向け出前講座「デート DV 防止講座」を実施

■ 施策の推進について

(1) 推進に向けた連携・協働

- ◇ 練馬区男女共同参画推進懇談会より、「第6次練馬区男女共同参画計画策定に向けての意見」の提出

(2) 庁内推進体制

- ◇ 「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画」の年間実施計画の策定のほか、「女性職員座談会」や「ワーク・ライフ・バランスセミナー」、「女性職員応援プログラム」などの実施
- ◇ 男女共同参画センターでは、申込者の利便性を向上させる取組（申込フォームのフォーマット化）の実施、出前講座の拡充（学校等からの要望に応じた講座内容の実施）

(3) 人権・男女共同参画に関する総合的な施策研究

- ◇ 「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等により受けられる区のサービスをまとめた情報発信の実施

■ 目標 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

(1)重点取組の評価

男性への啓発	所管課評価
家事や育児に関する講座	A
区内事業者への啓発	所管課評価
事業者向けワーク・ライフ・バランスに関するセミナー	A
ワーク・ライフ・バランス成功事例の紹介、企業認証制度の検討	B
女性活躍推進に関する講座や事例紹介	A
区内事業者に向けた育児・介護休業制度の普及促進、ハラスメント防止の啓発	A
男性の意識改革、働き方改革に関する啓発	所管課評価
男性に向けた育児・介護休業制度の普及促進	A

(2)令和5年度の主な取組

- ◇ 「ねりマイクメン講座」等男性向け啓発講座の実施
- ◇ 区内で起業している女性で開催するマルシェの後援実施【新規】
- ◇ 仕事と育児・介護の両立支援セミナーの実施
- ◇ 中小企業サポートガイドブックに、ワーク・ライフ・バランスにかかるコラムの掲載
- ◇ 附属機関会議開催中の一時保育事業の継続実施

■ 目標 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

(1)重点取組の評価

女性防災リーダーの育成	所管課評価
女性防災リーダー育成講座、講演会	A

(2)令和5年度の主な取組

- ◇ 子育て中の方が健康診査を受診する際の、保育サービスの実施
- ◇ ウィッグ等購入助成事業構築に向けての検討の開始
- ◇ 震災総合訓練を通じて、全避難拠点で女性の視点に配慮した避難拠点運営マニュアルの確認・共有の実施

第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況

資料4

目標 I 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(1) 多様な性・多様な生き方を認める意識の形成と啓発事業の強化【重点取組】					
1 人権尊重と男女平等意識の形成	① 性や生き方の多様性に関する講座、パネル展	<ul style="list-style-type: none"> ・人権セミナー兼職員研修「性の多様性を入り口に考える人権」を実施した。参加者94名(区民等15名、職員79名) ・年度当初に各部あてに文書を送付し、性的マイノリティ、差別落書き、ヘイトスピーチなどの対応について人権尊重を意識して職務にあたることを職員へ周知した。 ・LGBTパネル展で「マンガで考えるLGBT」パネル展を実施した。(6月) ・LGBT理解促進のためのリーフレットを作成。全区内中学・施設等に約16,000部配布した。 ・若年層LGBT居場所事業をLGBT当事者団体「にじーず」と共催で実施した。参加者12名。 ・「性の多様性」についてのパネルを掲示した。(人権パネル展、ねりまフォーラム会場) ・男女共同参画情報紙MOVE令和6年3月納品号にて、「多様な性」について掲載した。 ・情報ライブラリーニュース「すてっぶ」8月号で、「性の多様性」について特集した。 <p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中のわたしをみつめる「子育てママのポレポレ塾2023」を実施した。参加者延32名(アンケート結果:満足度100%) ・多様な性を考える「カラコエの花」上映会を実施した。参加者29名(アンケート結果:満足度100%) ・父と子の体操教室「元気いっぱいパパと体を動かそう！」を実施した。参加者6名(アンケート結果:満足度100%) ・えーるシネマサロン夏休み親子上映会「くまのアーネストおじさんとセレスティータ〜小さなオバケたち〜」を実施した。参加者36名(アンケート結果:満足度94.3%) ・えーるシネマサロン上映会「ほどけそうな、息」を実施した。参加者74名(アンケート結果:満足度73.9%) ・区民企画講座「未来の私年表を作ろう！～まだまだこれから可能性が広がる～」を実施した。参加者8名(アンケート結果:満足度85.8%) ・区立小学校向け出前講座「共生社会への実現～LGBTQ+への理解を深める～」を実施した。参加者75名(アンケート結果:満足度80%) 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定数の事業実施が出来た。 ・コロナが5類になったことにより、対面での実施を再開することができた。 ・LGBTパネル展や若年層LGBT居場所事業などを初めて実施するほか、区立小学校でのLGBT出前講座を実施し、性の多様性に関する事業を拡充した。 	人権・男女共同参画課
	② 性的マイノリティ相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに関する相談を、男女共同参画センターえーるで毎月第3土曜日に実施した。 相談件数:延8件 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の意向を尊重しながら相談を受けている。 ・家族など本人を支える方からの相談にも応じている。 	人権・男女共同参画課
	③ 外国人のための日本語学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・初級日本語講座を2講座実施した(前期4～7月、後期9～12月)。受講生59名。 ・子ども日本語教室を実施した(43回)。受講者86名、ボランティア36名。 ・養成講座や実践研修等を実施し、ボランティア日本語教室の活動を支援した。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・予定されていた事業等を実施できた。 	地域振興課

目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
1 人権尊重と男女平等意識の形成	④ 外国人のための相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語相談窓口にて相談業務を実施した(2,851件)。 ・文化交流ひろば情報コーナーにて多言語による情報発信を行った(355件)。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	・多様な相談について寄り添って対応した。	地域振興課
	⑤ さまざまな文化の相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの文化や習慣の違いを理解し合えるよう、ねりまつうしんにより、4言語(日・英・中・韓)で様々な国の文化を紹介した(4回発行)。 1回の発行部数: 日本語582部、英語622部、中国語622部、韓国語522部 ・文化交流カフェを6回開催し、様々な文化の紹介や、日本人区民と外国人区民が交流できる機会を設けた(参加者延べ187名)。 ・外国人区民が地域に愛着を持ち、地域に馴染むことができるよう、区内の名所を体感する”イイね”りまんアワーを2回開催した(参加者延べ34名)。 ・Facebookを活用し、各種イベント情報などを5言語(日・英・中・韓・タガログ)で発信した(76件)。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	・予定されていた事業等を実施できた。	地域振興課
	⑥ 多様な性のあり方や男女共同参画の視点に立った表現ガイドラインの作成・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った表現について区職員向けeラーニングによる研修を行った。 ・新規採用職員研修において、「表現ガイドライン」「フリーイラスト」を周知した。 ・「こんな言葉使っていませんか」について「女性手帳」に掲載した。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	・「表現ガイドライン」や「フリーイラスト」を活用し、多様な性のあり方や視点に立った啓発を継続して行うことにより周知を徹底している。	人権・男女共同参画課

目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課		
(2) 男女平等意識を高めるための情報発信と啓発事業の強化							
1 人権尊重と男女平等意識の形成	① 男女共同参画情報紙の充実、配布先の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画情報紙MOVE令和5年10月発行号は、「女性活躍」をテーマとし、区内で起業した事業者のインタビュー記事等を掲載した。 令和6年3月納品号は、「家庭内の性教育」をテーマとし、助産師へのインタビュー記事を掲載した。また、保護者の手に届くよう、保育園・幼稚園など、配布先への工夫を行った。 	/		人権・男女共同参画課		
	② 男女共同参画応援サイトの充実、情報発信の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画応援サイトでは、区の男女共同参画計画に合わせて施策を紹介する区公式サイトとえーるの事業の詳細について発信する男女共同参画センターえーるホームページの両方を見ることができる。男女共同参画センターを初めて利用する方に向け、施設情報などをまとめた「はじめてご利用の方へ」を、新設した。 女性手帳の発行 「多様な性への理解と対応」「アンコンシャス・バイアス」などをあらたに掲載した。 情報ライブラリーニュースすてっぷで「わたしたちの人権」「女性向きの仕事、男性向きの仕事ってある?」「性の多様性を理解するために」「その症状、更年期かも?」「生活のバランス、考えてみませんか?」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行」について特集した。 えーるだよりの発行 年4回 計10,500部 			/		人権・男女共同参画課
	③ 各種人権・男女共同参画啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム2023」を実施した。 生涯学習センターおよび関区民ホールで計2回実施した。 参加者230名(アンケート満足度:99.4%) 「女性の日(4月10日)」パネル展を、本庁舎アトリウムにて実施した。 「生きづらさを抱える女性」「女性の健康(生理)」「ハラスメント」についてのパネルを掲示した。 男女共同参画週間において各種パネル展を実施した。 「国際男性デー(11月19日)」パネル展を、本庁舎アトリウムにて実施した。 区立図書館全館で、人権や男女共同参画に関連する資料展示を実施した。 <p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「えーるフェスティバル」を、オンライン形式も活用して開催した。 内容:特別講演会、ワークショップ、ステージ発表、作品展示 男女共同参画講座(オンライン開催)「若い世代とともに考える!～ジェンダー平等な社会を目指して～」を実施した。参加者8名(アンケート満足度:83.4%) 区民企画講座「これからの私たちの働き方～ジェンダー平等の視点で考える」を実施した。 参加者26名(アンケート満足度:100%) 以下パネル展示を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 国際女性デー これってアンコンシャス・バイアス? 若年層の性暴力被害予防 男女共同参画社会に向けて こんなことある?ある! マララ・デー ジェンダー・ギャップ指数2023年 SDGs 女性と防災 十文字学園女子大学 DV防止啓発パネル展示 女性の政治参画マップ 女の暦 					/

目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
1 人権尊重と男女平等意識の形成	④ メディア・リテラシー、情報モラルに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS練馬区ルールを活用し、各学校で児童・生徒が主体となって学級活動や児童会、生徒会活動等を活用し、SNS学校ルールを作成するとともに、SNS家庭ルールの作成を各家庭に促した。 			教育指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ・中学生のための情報番組制作講座を実施した。 番組制作9回 講演会1回 参加者16名 			青少年課
		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、区立中学校1年生に配布している情報紙MOVE(中学生向け特別号)にてSNSが原因となる性暴力被害について掲載している。 			人権・男女共同参画課

目標 I 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課			
(3) 家庭における男女平等の推進								
1 人権尊重と男女平等の推進	<p>① 家事や育児に関する講座</p>	<p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中のわたしをみつめる「子育てママのボレボレ塾2023」を実施した。参加者延32名(アンケート結果:満足度100%) ・父と子の体操教室「元気いっぱいパパと体を動かそう！」を実施した。参加者6名(アンケート結果:満足度100%) ・えーるシネマサロン夏休み親子上映会「くまのアーネストおじさんとセレスティース～小さなオバケたち～」を実施した。参加者36名(アンケート結果:満足度94.3%) ・えーるキッズエンジョイサマー「作って遊ぼう！ペットボトルで空気砲」を実施した。参加者18名 ・区民企画講座「親子で楽しく算数で遊ぼう～色板ならべ(タングラム)～」を実施した。参加者25名(アンケート結果:満足度100%) ・区民企画講座「片づけスイッチオン！断捨離で住まいをもっと快適に&お財布の断捨離実践」を実施した。参加者55名(アンケート結果:満足度87.6%) ・区民企画講座「0歳からのリトミックコンサートwithパパ」を実施した。参加者48名(アンケート結果:満足度92.8%) ・区民企画講座「子育て応援講座 A:聴き上手になる方法 B:悩み上手になる方法」を実施した。参加者延71名(アンケート結果:満足度91.8%) <p>(男女共同参画センター図書・資料室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育付きブックタイム事業を毎月(計12回)実施した。参加者:(保護者)延57名(子ども)延64名 	/	/	人権・男女共同参画課			
		<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦とパートナーを対象に「赤ちゃん準備教室～沐浴体験コース」を実施した。90回、参加者数 3,100名 			/	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から母親学級(平日・土曜日)とパパとママの準備教室(土日)を統合し、「赤ちゃん準備教室～沐浴体験コース(平日・土日)～」に変更して実施している。 	保健相談所	
		<ul style="list-style-type: none"> ・父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、父親自身が育児や家事について学ぶ場として、「ねりマイクメン講座」を実施した。5講座実施、参加者60名 うち1講座は、参加しやすい環境を整えるため、保育室を設置した。 				/	<ul style="list-style-type: none"> ・講座を行う団体への委託制度を継続していく。区報、ホームページ、チラシで周知し、参加者の確保に引き続き努めていく。 	青少年課
	<p>② 家族で参加する講座など家庭への啓発</p>	<p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えーるシネマサロン夏休み親子上映会「くまのアーネストおじさんとセレスティース～小さなオバケたち～」を実施した。参加者36名(アンケート結果:満足度94.3%) ・父と子の体操教室「元気いっぱいパパと体を動かそう！」を実施した。参加者6名(アンケート結果:満足度100%) ・親子で学ぶ生と性講座「カラダとココロの大切なはなし」を実施した。参加者39名(アンケート結果:満足度95.3%) ・区民企画講座「0歳からのリトミックコンサートwithパパ」を実施した。参加者48名(アンケート結果:満足度92.8%) 					/	/

目標 I 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(4) 教育の場における男女平等の推進					
1 人権尊重と男女平等の推進	① 人権の尊重および男女平等に配慮した教育・保育、教職員向け人権・男女平等意識研修	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会を実施した。 人権教育研修会 年6回 ※集合型またはオンラインで実施し、各校から1名以上の出席 校長会、副校長会 月1回(校長会102名、副校長会105名) ※該当者は全員出席 教務園務担当者連絡会 年1回(102名) ※該当者は全員出席 生活指導担当者連絡会 年1回(99名) ※該当者は全員出席 初任者研修会 年1回(130名) ※該当者は全員出席 中堅教諭等資質向上研修 年1回(56名) ※該当者は全員出席 	/		教育指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利研修を実施した。年1回 108名(対面開催) ・虐待防止と保護者支援研修を実施した。 虐待研修 年3回、保護者支援研修 年3回 計587名(対面開催・オンライン開催) 			保育課
	② 男女混合名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての幼稚園、小学校、中学校において男女混合名簿を作成し、積極的に活用を図った。 	/		教育指導課
	③ 区内高等学校・大学へ男女共同参画情報紙の配布、インターンシップ制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの受入れ(中央大学学生)を行った。 ・男女共同参画センター運営委員会に1名の大学院生が委員として参加している。 ・ねりまフォーラム実行委員会に2名の大学生が委員として参加した。 	/		人権・男女共同参画課
	④ 性に関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「性の多様性」についてのパネルを掲示した。(人権パネル展、ねりまフォーラム会場) ・男女共同参画情報紙MOVE令和6年3月納品号にて、「家庭内の性教育」について特集した。 ・情報ライブラリーニュース「すてっぷ」8月号で、「性の多様性」について特集した。 ・リーフレット「子どもたちの笑顔のために～性暴力被害について保護者ができること～」を区立小学校1年生の保護者に配布した。 <p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な性を考える「カランコエの花」上映会を実施した。 ・親子で学ぶ生と性講座「カラダとココロの大切なはなし」を実施した。 ・区立小学校向け出前講座「共生社会への実現～LGBTQ+への理解を深める～」を実施した。 	/		人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会を実施した。 人権教育研修会 年6回 ※集合型またはオンラインで実施し、各校から1名以上の出席 校長会、副校長会 月1回(校長会102名、副校長会105名) ※該当者は全員出席 教務園務担当者連絡会 年1回(102名) ※該当者は全員出席 生活指導担当者連絡会 年1回(99名) ※該当者は全員出席 初任者研修会 年1回(130名) ※該当者は全員出席 中堅教諭等資質向上研修 年1回(56名) ※該当者は全員出席 	/		教育指導課

目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(5) 地域における男女平等の推進					
1 人権尊重と男女平等の推進	① 男女共同参画に関する啓発の担い手の養成	(男女共同参画センター) ・コミュニケーション講座「その会議、満足?～みんなで決める話し合いの方法～」(2回連続講座)を実施した。参加者延34名(アンケート結果:満足度83.3%) ・区民企画講座「杜人～環境再生医 矢野智徳の挑戦～上映と監督トーク」を実施した。参加者70名(アンケート結果:満足度86.7%) ・区民が企画運営する区民企画講座を実施した。参加者延360名(全10講座) ・区内団体あて出前講座を実施した。参加者延37名(2団体)	/		人権・男女共同参画課
	② 地域活動の場における男女平等意識の醸成	・区民協働交流センターで地域活動団体の運営・広報等に関する相談を実施した。(随時) ・地域活動を知る機会、参加するきっかけを提供するため、「練馬つながるフェスタ」(6回)を開催した。	/		協働推進課
		・男女問わず、民生・児童委員活動の支援を行った。(男130名、女429名)	/		福祉部管理課

第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況

目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(1) 被害者への支援【重点取組】					
1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	① 配偶者等暴力被害に関する相談窓口の情報提供や一人ひとりの状況にあった相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の日(4月10日)」パネル展にて、生きづらさを抱える女性への支援等について啓発した。 ・情報ライブラリーニュース「すてっぶ」2月号で、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について特集した。 ・DV防止啓発カードを改訂し、区庁舎内女性トイレや赤ちゃんスポットに引き続き設置したほか、新たに関係機関や図書館、病院等の公共施設に幅広く配置した。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～11/25)に啓発パネル展を実施し、DV防止啓発カードの配布や相談窓口の周知を行った。 ・練馬区配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携による相談支援を行った。 相談件数:延2,218件	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止啓発カードの掲載情報を更新し、相談につなげることを目的として、新たに関係機関や図書館、病院等の公共施設に幅広く配置することができた。 ・関係機関と連携を取りながら被害者支援を行うことができています。 	人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等暴力に関する相談を受け、相談内容に応じて案内や対応を行った。 配偶者暴力に関する相談件数:1,380件	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者それぞれの悩みや今後の希望、世帯員の状況等を面接で聞き取り、必要に応じて他部署とも連携しながら適切な支援を行った。 	総合福祉事務所
	② 被害者の安全確保や心のケア(DV専門相談)自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DV専門相談による被害者の心のケアを実施した。 相談件数:延206件(うちグループ相談延4件)	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の自立に向けた支援を行うことができています。 ・コロナ禍で中止していたDV専門相談のグループ相談を再開することができた。 	人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ・専門の支援員による心のケアや安全確保への助言等をはじめ、生活保護や障害・高齢者支援などの関連部署へのつなぎ等も行いながら、自立に向けての相談支援等を行った。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所内の各係や子ども家庭支援センター等と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。 	総合福祉事務所
③ 加害者更生に関する情報収集・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・国の調査研究事業や東京都の取組み等の情報収集を行った。 	C 事業は予定どおり実施できたが、第5次計画の目標を踏まえると工夫が必要であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・国への都の動向や取組みの情報収集は行ったが、加害者プログラム実施団体主催の説明会へ参加する等の、より踏み込んだ情報収集を行うことができなかった。 	人権・男女共同参画課	

目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(2) 配偶者等暴力の防止に関する啓発					
1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	① 配偶者等暴力の子どもへの影響など情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 子どものいる被害者へは、DV相談の中で面前DVによる子どもへの影響などを説明し、注意を促し、必要に応じて関係機関への相談を勧めた。 人権教育研修会を実施した。 人権教育研修会 年6回 ※集合型またはオンラインで実施し、各校から1名以上の出席 校長会、副校長会 月1回(校長会102名、副校長会105名) ※該当者は全員出席 教務園務担当者連絡会 年1回(102名) ※該当者は全員出席 生活指導担当者連絡会 年1回(99名) ※該当者は全員出席 初任者研修会 年1回(130名) ※該当者は全員出席 中堅教諭等資質向上研修 年1回(56名) ※該当者は全員出席 			人権・男女共同参画課
	② 配偶者等暴力に関する関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 被害者支援の実務者会議を開催し、各福祉事務所の報告など情報共有等を行った。 実施回数:11回 関係機関を交えた拡大実務者会議を開催し、担当者で情報共有等を行った。 実施回数:1回 警察署との意見交換会を開催し、実務担当者で情報共有等を行った。 実施回数:1回 練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議において、現状についてなど情報共有等を行った。 実施回数:1回 配偶者暴力等被害者や女性支援を行っている民間支援団体職員を講師に招き、研修を開催。子ども家庭支援センターや保健相談所、地域包括支援センター等に参加してもらい、支援の知識等を関係機関内で共有した。 練馬区要保護児童対策地域協議会の各種会議や「練馬区児童虐待予防・防止マニュアル」の配付を通じ、被害者の子どもに対する支援等について情報共有を行った。 【開催実績】代表者会議(2回)、実務者会議(3回)、地域子ども家庭支援ネットワーク会議(24回)、個別ネットワーク会議(189回) 			人権・男女共同参画課
					総合福祉事務所
					練馬子ども家庭支援センター
	(3) 相談員の育成				
① 相談員専門研修受講の促進	<ul style="list-style-type: none"> 東京都主催のDV被害者支援に係る研修(延8回)、東京都主催の性暴力被害者支援に係る研修(延1回)を受講し、実務者会議を通じて、福祉事務所の相談員と研修内容を共有した。 内閣府の性犯罪・性暴力被害者支援研修をオンラインで受講した。 東京地方裁判所実施の関係機関事務打合せ(1回)、東京都や支援団体主催の研修等へ参加した。 			人権・男女共同参画課	
				総合福祉事務所	

目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
	② 区職員に対する研修、 情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対象のコンプライアンスeラーニング研修を通してDV被害者に対応する際の注意点を周知した。 ・DV被害者が来所する窓口の職員を対象に研修を実施した。 「配偶者等暴力被害者への支援の実際」(出席者24名) ・年度当初に各部あてに文書を送付し、DVの相談者への二次被害の防止について、職員へ周知した。 	/		人権・男女共同参画課

目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
2 女性への暴力やハラスメントの防止	(1) ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発				
	① 被害者に対応する区職員の意識啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修において、被害者対応の注意点を周知した。 職員対象のコンプライアンスeラーニング研修を通して犯罪被害者やDV被害者に対応する際の注意点を周知した。 年度当初に各部あてに文書を送付し、DVの相談者への二次被害の防止について、職員へ周知した。 			人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> 全職員(4,367名)に対して、男女共同参画に関する設問を含むコンプライアンスeラーニング研修を実施した。受講者数4,367名(受講率100%) 新規採用職員等(157名)に対して、新規採用職員研修内で男女共同参画について研修を実施した。新規採用職員研修の終了後に習熟度を測るeラーニングを実施した。受講者数156名(受講率99%) 			人材育成課
	② ストーカー、性暴力等の防止に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の性暴力被害予防月間(4月)に、区ホームページに周知用ページを追加した。 女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25)に各種啓発を行った。 区役所パネル展ではDVおよび性暴力の防止に関する啓発を行った。 区立図書館(7館)で、関連図書の紹介や、性暴力防止リーフレット、DV防止リーフレットおよびデートDVリーフレットの配布を行った。 <p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> えーるスクエアを実施した。 講演会「“グルーミング”って何?～性暴力被害から身を守るために～」を実施した。参加者10名(アンケート満足度:77.8%) 施設のパープルライトアップ(内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」)を実施した。 大学生が作成したデートDV防止啓発パネルを展示した。 区民企画講座「こころのケア講座 ①精神的暴力・モラルハラスメント ②DV・トラウマを理解する」を実施した。参加者延15名(アンケート満足度:72.3%) 			人権・男女共同参画課
③ ストーカー、性暴力等被害に関する専門支援機関等の情報提供や状況に応じた同行支援	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページの相談窓口をわかりやすく改善した。 関係機関からの問合せに対し、被害者の状況に応じた適切な部署へ繋いでいる。 			人権・男女共同参画課	
	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の安全面を考慮し、行政への手続きや警察相談等の場面において、適宜同行支援を行った。 			総合福祉事務所	

目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
2 女性への暴力やハラスメントの防止	(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止				
	① ハラスメントについての理解促進と防止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスセミナーで「それってハラスメント、どこからハラスメント？」を実施した。(参加者68名) アンケート回収率:93% 満足度:92%(満足56%、概ね満足36%) 「女性の日(4月10日)」パネル展にて、ハラスメントの防止等について啓発した。 区ホームページに、主なハラスメントの解説と相談先を掲載した。 			人権・男女共同参画課
	② 相談内容に応じた窓口に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業サポートブックに、区のHP(お役立ち情報)について掲載した。 区ホームページに、主なハラスメントの解説と相談先を掲載した。 			人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じて警察や弁護士、東京ウィメンズプラザ等の機関を案内した。 			総合福祉事務所
	③ 男性を対象とした相談窓口などの検討	<ul style="list-style-type: none"> 男性のための相談事業を男女参画センターエーで毎月第2火曜日に実施している。(相談件数:延3件) 			人権・男女共同参画課
	(3) 若年層への暴力の防止に関する啓発				
	① デートDVに関する啓発リーフレット作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> デートDVリーフレットを配布した。(生理用品配布の中に封入、区立中学校向けデートDV防止講座受講生、女性に対する暴力をなくす運動期間の講座参加者) 男女共同参画週間パネル展にて、「デートDV」について啓発した。 			人権・男女共同参画課
	② 若年層が被害に遭いやすい暴力に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の性暴力被害予防月間(4月)に、区ホームページに周知用ページを追加した。 女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25)に各種啓発を行った。 区役所パネル展ではDVおよび性暴力の防止に関する啓発を行った。 区立図書館(7館)で、関連図書の紹介や、性暴力防止リーフレット、DV防止リーフレットおよびデートDVリーフレットの配布を行った。 リーフレット「子どもたちの笑顔のために～性暴力被害について保護者ができること～」を区立小学校1年生の保護者に配布した。 			人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> (男女共同参画センター) 区立中学校向け出前講座「デートDV防止講座」を実施した。(3校)参加者1,058名 区立中学校教職員向け出前講座「デートDV防止講座」を実施した。(2校)参加者42名 講演会「"グルーミングって何?"～性暴力被害から身を守るために～」を開催した。参加者10名(アンケート満足度:77.8%) 			教育指導課
		<ul style="list-style-type: none"> 人権教育研修会を実施した。 人権教育研修会 年6回 ※集合型またはオンラインで実施し、各校から1名以上の出席 校長会、副校長会 月1回(校長会102名、副校長会105名) ※該当者は全員出席 教務園務担当者連絡会 年1回(102名) ※該当者は全員出席 生活指導担当者連絡会 年1回(99名) ※該当者は全員出席 初任者研修会 年1回(130名) ※該当者は全員出席 中堅教諭等資質向上研修 年1回(56名) ※該当者は全員出席 			教育指導課

目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課		
2 女性への暴力やハラスメントの防止	③ 学校における相談体制の構築	<p>・人権教育研修会を実施した。 人権教育研修会 年6回 ※集合型またはオンラインで実施し、各校から1名以上の出席 校長会、副校長会 月1回(校長会102名、副校長会105名) ※該当者は全員出席 教務園務担当者連絡会 年1回(102名) ※該当者は全員出席 生活指導担当者連絡会 年1回(99名) ※該当者は全員出席 初任者研修会 年1回(130名) ※該当者は全員出席 中堅教諭等資質向上研修 年1回(56名) ※該当者は全員出席</p>	/		教育指導課		
	④ 性に関する知識の普及・啓発(再掲)	<p>・「性の多様性」についてのパネルを掲示した。(人権パネル展、ねりまフォーラム会場) ・男女共同参画情報紙MOVE令和6年3月納品号にて、「家庭内の性教育」について特集した。 ・情報ライブラリーニュース「すてっぷ」8月号で、「性の多様性」について特集した。 ・リーフレット「子どもたちの笑顔のために～性暴力被害について保護者ができること～」を区立小学校1年生の保護者に配布した。</p> <p>(男女共同参画センター) ・多様な性を考える「カラコエの花」上映会を実施した。 ・親子で学ぶ生と性講座「カラダとココロの大切なはなし」を実施した。 ・区立小学校向け出前講座「共生社会への実現～LGBTQ+への理解を深める～」を実施した。</p>			/		人権・男女共同参画課
		<p>・人権教育研修会を実施した。 人権教育研修会 年6回 ※集合型またはオンラインで実施し、各校から1名以上の出席 校長会、副校長会 月1回(校長会102名、副校長会105名) ※該当者は全員出席 教務園務担当者連絡会 年1回(102名) ※該当者は全員出席 生活指導担当者連絡会 年1回(99名) ※該当者は全員出席 初任者研修会 年1回(130名) ※該当者は全員出席 中堅教諭等資質向上研修 年1回(56名) ※該当者は全員出席</p>					/

第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課	
(1) 男性への啓発【重点取組】						
1 家庭生活における男女の協働	① 家事や育児に関する講座(再掲)	<p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中のわたしをみつめる「子育てママのポレポレ塾2023」を実施した。参加者延32名(アンケート結果:満足度100%) ・父と子の体操教室「元気いっぱいパパと体を動かそう!」を実施した。参加者6名(アンケート結果:満足度100%) ・えーるシネマサロン夏休み親子上映会「くまのアーネストおじさんとセレスティーン～小さなオバケたち～」を実施した。参加者36名(アンケート結果:満足度94.3%) ・えーるキッズエンジョイサマー「作って遊ぼう! ペットボトルで空気砲」を実施した。参加者18名 ・区民企画講座「親子で楽しく算数で遊ぼう～色板ならべ(タングラム)～」を実施した。参加者25名(アンケート結果:満足度100%) ・区民企画講座「片づけスイッチオン! 断捨離で住まいをもっと快適に&お財布の断捨離実践」を実施した。参加者55名(アンケート結果:満足度87.6%) ・区民企画講座「0歳からのリトミックコンサートwithパパ」を実施した。参加者48名(アンケート結果:満足度92.8%) ・区民企画講座「子育て応援講座 A:聴き上手になる方法 B:悩み上手になる方法」を実施した。参加者延71名(アンケート結果:満足度91.8%) <p>(男女共同参画センター図書・資料室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育付きブックタイム事業を毎月(計12回)実施した。参加者:(保護者)延57名 (子ども)延64名 	A	第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	・男性への啓発を目的に、男性向け講座の充実を図った。	人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦とパートナーを対象に「赤ちゃん準備教室～沐浴体験コース」を実施した。90回、参加者数 3,100名 	A	第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	・令和3年度から母親学級(平日・土曜日)とパパとママの準備教室(土日)を統合し、「赤ちゃん準備教室～沐浴体験コース(平日・土日)～」に変更して実施している。	保健相談所
		<ul style="list-style-type: none"> ・父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、父親自身が育児や家事について学ぶ場として、「ねりマイクメン講座」を実施した。5講座実施、参加者60名うち、1講座は参加しやすい環境を整えるため、保育室を設置した。 	A	第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	・講座を行う団体への委託制度を継続していく。区報、ホームページ、チラシで周知し、参加者の確保に引き続き努めていく。	青少年課

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課	
1 家庭生活における男女の協働	(2) 子育てに関する支援					
	① 保育施設の整備、「練馬こども園」「ねりっこクラブ」の運営	・「ねりっこクラブ」を区立小学校52校で実施した。				子育て支援課
		・「練馬こども園」2園を認定した。(実園数計26園で実施)				こども施策企画課
		・保育施設の整備 私立認可保育所1園の新設や既存施設の定員拡大などにより、675人の定員拡大を行った。			・4年連続で4月1日時点の待機児童ゼロを達成した。今後も引き続き待機児童対策に取り組む。	保育計画調整課
	(3) 介護に関する支援					
	① 地域包括支援センターでの介護相談や支援	・介護を必要とする高齢者を家族に抱え、介護に悩む女性などの介護者に対して、地域包括支援センターは、支援・プランの見直し、担当ケアマネジャー等と連携を図りながら、相談に応じている。 相談件数 230,652 件				高齢者支援課
	(4) 若年女性への支援					
	① 若年女性の居場所づくり、就労相談	・情報ライブラリーニュース「すてっぷ」2月号で、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について特集した。 ・「女性の日(4月10日)」パネル展にて、生きづらさを抱える女性への支援等について啓発した。 (男女共同参画センター) ・わたしの「これからライフ」2023Part I ゆるヨガ女子会※3回開催 参加延21名(アンケート満足度:96.7%) ・わたしの「これからライフ」2023Part II ①ゆるヨガ女子会※3回開催 ②講演会「わたしの想いを伝える～アサーティブコミュニケーションを学ぼう～」 参加者延35名(アンケート満足度:93.6%)				人権・男女共同参画課
		対象者:働くことに困難を有する若者(15歳～49歳)とその家族 内容:1 相談(メンタルヘルス相談、キャリアコンサルティング相談、就労定着相談等) 2 支援(就労活動基本技能講座、コミュニケーション等基本トレーニング、社会体験、家族セミナー等) 3 居場所(ひきこもりや自立に不安を抱える方等を対象に、社会とのつながりを支援) 実績:相談支援 利用者延べ3,603人 進路決定者数延べ72人			・同性の専門相談員による個別相談可。 ・生理の貧困の対策として、相談できる窓口へつなぐ。	青少年課

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と職場における女性活躍の推進	(1) 区内事業者への啓発【重点取組】				
	① 事業者向けワーク・ライフ・バランスに関するセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスセミナーを実施した。 タイトル:「それってハラスメント?どこからハラスメント?」 会場:区役所多目的会議室 参加者:68名 アンケート回収率:93% 満足度:92%(満足56%、概ね満足36%) 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ5類移行により、従前どおり対面方式で実施した。 都の事業所調査により、「どこまでがハラスメントに該当するか線引きが難しい」との意見が67%であった。ニーズに応えるべく、今回のタイトルとしたが、定員を上回る参加があった。 	人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> 練馬ビジネスサポートセンターで実施する経営相談などの相談業務のなかで、ワーク・ライフ・バランスの普及活動を行った。 国や都など関係機関からの要請により、練馬ビジネスサポートセンターの窓口において啓発事業の案内等を配布し、区内事業者などに周知した。 育児・介護休業法の改正に伴い、厚生労働省と共催で、仕事と育児・介護の両立支援セミナーを実施した。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者に対するワーク・ライフ・バランスの情報発信に当たり、練馬ビジネスサポートセンターの経営相談などの相談業務を活用することで、それぞれの事業者の実情に応じた普及啓発を効果的に実施することができた。 育児・介護休業法の改正内容等を参加者に周知することができた。 	経済課
② ワーク・ライフ・バランス成功事例の紹介、企業認証制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの区内事業者への啓発のため、令和5年度発行(経済課)の「中小企業サポートガイドブック」に、ワークライフバランスの推進に資するコラムを掲載した。 	B 第5次計画の目標内容を踏まえて事業を実施したが、事業内容を一部変更した。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への支援事業等を案内する中小企業サポートガイドブックにワーク・ライフ・バランスの推進に資するコラムを掲載することで、周知啓発を効果的に実施することができた。 企業認証制度については、国や都の同様の制度や他自治体の状況を踏まえ、成功事例の紹介に切り替えて進めた。 	人権・男女共同参画課 経済課	

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課	
2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)と職場における女性活躍の推進	③ 女性活躍推進に関する講座や事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・MOVE(10月発行号)において、「女性の皆さん 夢かなえてみませんか」をテーマに区内で起業した団体、事業者のインタビュー記事を掲載した。 ・女性の日パネル展において、生理休暇への理解や子育て・女性活躍に関する企業認定制度「えるぼし・くるみん」について紹介した。 ・男女共同参画週間パネル展にて、「女性活躍推進法」について紹介した。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・実例等を掲載した情報紙やパネル展を通じて、女性活躍を紹介した。 	人権・男女共同参画課	
	④ 区内事業者に向けた育児・介護休業制度の普及促進、ハラスメント防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度発行(経済課)の「中小企業サポートガイドブック」に、ワークライフバランスにかかわるコラムを掲載した。 ・MOVEを(一社)練馬産業連合会の「産連ニュース」に挟みこみ、区内事業所へ配布した。 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーを実施した。 タイトル:「それってハラスメント?どこからハラスメント?」 会場:区役所多目的会議室 参加者:68名 アンケート回収率:93% 満足度:92%(満足56%、概ね満足36%) 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPの事業者向けページや中小企業サポートガイドブックに、「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランス」について掲載している。 	人権・男女共同参画課	
	(2) 男性の意識改革、働き方改革に関する啓発【重点取組】					
	① 男性に向けた育児・介護休業制度の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際男性デー(11月19日)」パネル展にて、男性の育児休業制度について紹介した。 (男女共同参画センター) ・父と子の体操教室「元気いっぱいパパと体を動かそう!」を実施した。 参加者6名(アンケート結果:満足度100%) ・区民企画講座「0歳からのリトミックコンサートwithパパ」を実施した。 参加者48名(アンケート結果:満足度92.8%) 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性向け講座の充実に努めた。 	人権・男女共同参画課	
(3) 女性活躍推進に関する情報提供						
① 働く女性に向けた啓発紙の配布、講座	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のお仕事お役立ちBOOK」を、各種講座等で配布した。 ・MOVE(10月発行号)において、「女性の皆さん 夢かなえてみませんか」をテーマに区内で起業した団体、事業者のインタビュー記事を掲載した。 ・女性手帳に様々な情報を掲載し、配布した。 				人権・男女共同参画課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭を総合的に支援するため、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせて提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を実施している。専門相談員が相談に応じ、就労支援や資格取得の支援を行っている。オンライン相談や出張相談も対応可能。 ・「ひとり親家庭サポートガイド」および「ひとり親家庭サポートブック」(隔年)を窓口や各総合福祉事務所にて継続配布した。 ・ひとり親家庭支援ナビ(外部サイト)にて講座等の情報提供(随時) ・メールマガジン登録者に講座等の情報提供(毎月・臨時配信) ・各種セミナーの実施 ビジネスマナー講座、パソコン講習会等。令和5年度参加者107名 				生活福祉課	

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(1) 就労、起業に関する支援					
3 女性の就労、再就職、能力開発への支援	<p>① 働く女性に向けた関係機関と連携した支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の起業している女性で開催するマルシェについて、課として後援を行った。 ・女性のお仕事お役立ちBOOKを、ハローワーク池袋マザーズコーナー、ワークサポートねりまで継続配布したほか、パネル展の会場等で配布した。 ・MOVE(10月発行号)において、「女性の皆さん 夢かなえてみませんか」をテーマに区内で起業した団体、事業者のインタビュー記事を掲載した。 <p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(HW共催)「子育て世代の就活講座～自分に合った働き方で就職!～」を実施した。参加者32名(アンケート満足度:96.9%) ・(HW共催)「子育て世代の就活講座～就活メイク&ビジネスマナー～」を実施した。参加者16名(アンケート満足度:100%) ・(HW共催)「子育て世代の就活講座～社会保険や税金などの基礎講座～」を実施した。参加者46名(アンケート満足度:73.4%) ・「女性のためのプチ起業講座～”想い”をカタチに!わたしらしく起業!」(三回連続講座)を実施した。参加者延35名(アンケート満足度:90.9%) ・「人生半ばの女性応援講座～私を活かす就活作戦!～」(二回連続講座)を実施した。参加者延24名(アンケート満足度:96.2%) ・「就職活動や地域活動をしている女性のためのパソコン講座、ワード、エクセル基礎、エクセル実践、パワーポイント」を実施した。参加者延118名 	/		人権・男女共同参画課
	<p>② 起業を希望する女性に向けた講座、相談機会の提供</p>	<p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性のためのプチ起業講座～”想い”をカタチに!わたしらしく起業!」を実施した。(3回連続講座)参加者数:35名(アンケート満足度:90.9%) 	/		人権・男女共同参画課

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(2) 再就職に関する支援					
3 女性の就労 再就職、 能力開発への支援	① 再就職支援講座、看護師・保育士等の就職相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師や看護助手等を対象とした看護職の就職相談会(看護職員フェア) 開催回数:1回/年 参加医療機関数:12 参加者数(来場者数):18名 	/		地域医療課
		<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク池袋共催協力事業を年3回実施。区独自事業として、オンデマンドやホームページを活用した求人情報の提供を行った。 「練馬区で保育のお仕事しませんか? オンデマンド求人保育施設紹介」1回 参加者19名 「保育のお仕事フェア 就職相談・面接会」1回 参加者60名 「保育のお仕事 就職相談・面接会」1回 参加者48名 ・練馬区ホームページに求人保育施設情報掲載「区内の保育施設で働きたい方へ」(毎月更新) 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・対面での就職相談・面接会を2回行った。お仕事フェアでは、セミナーも含めて開催した。オンデマンドでの求人施設紹介に、事業者PR動画を盛り込んだ。区ホームページを活用した求人情報で、最新の情報を提供するため毎月更新をした。全体での内定者数は昨年度より2名増加し、23名であった。 	保育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都、東京しごと財団と共催し、再就職を目指す女性向けのセミナー・個別相談会・講座を開催した。 東京都産業労働局 再就職を目指す女性のPC講座(5日間コース計4回) 参加者数 40名 東京しごと財団 再就職準備セミナー 参加者数121名 (男女共同参画センター) ・(HW共催)「子育て世代の就活講座～自分に合った働き方で就職!～」を実施した。 参加者32名(アンケート満足度:96.9%) ・(HW共催)「子育て世代の就活講座～就活メイク&ビジネスマナー～」を実施した。 参加者16名(アンケート満足度:100%) ・(HW共催)「子育て世代の就活講座～社会保険や税金などの基礎講座～」を実施した。 参加者46名(アンケート満足度:73.4%) 	/		人権・男女共同参画課

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
4 政策等・方針決定過程における男女共同参画	(1) 区の審議会等委員への女性の積極的な参画				
	① 区の審議会等委員への女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区の審議会等の女性委員の比率(規則等で資格要件があるものを除く。) 全体 33.4% 公募 53.1% 			人権・男女共同参画課
	(2) 女性への啓発				
	① 女性が積極的に応募できる各種委員公募の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての庁内会議体における保育の実施を可能にしている。 ・附属機関の保育について、個々の会議ごとに保育料を予算計上する方法から、人権・男女共同参画課がまとめて計上、支出する方法に改め、子育て中の委員の参加を促進している。 令和5年度実績:計1回 (男女共同参画センター) ・「ジェンダーギャップ指数2023年」「女性の政治参画マップ」を館内展示した。 			人権・男女共同参画課

第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況

目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発					
1 女性の健康への支援	① リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する講座、普及・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性手帳に、「女性の健康」についての情報を掲載している。 ・情報ライブラリーニュース「すてっぷ」6月号で、更年期について特集した。 ・男女共同参画週間パネル展にて、「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」のパネルで、産後うつなどについて紹介した。 <p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性のためのセルフケア講座～笑顔で過ごす更年期！～」を実施した。 参加者26名(アンケート結果:満足度100%) ・区民企画講座「女性のための即興音楽活動～音楽によるリラクゼーション体験～」を実施した。 参加者16名(満足度アンケート結果:100%) ・区民企画講座「笑って脳トレ」を実施した。参加者26名(アンケート結果:満足度84%) 	/		人権・男女共同参画課
	② 性に関する知識の普及・啓発(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・「性の多様性」についてのパネルを掲示した。(人権パネル展、ねりまフォーラム会場) ・男女共同参画情報紙MOVE令和6年3月納品号にて、「家庭内の性教育」について特集した。 ・情報ライブラリーニュース「すてっぷ」8月号で、「性の多様性」について特集した。 <p>(男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な性を考える「カランコエの花」上映会を実施した。 ・親子で学ぶ性と性講座「カラダとココロの大切なはなし」を実施した。 ・区立小学校向け出前講座「共生社会への実現～LGBTQ+への理解を深める～」を実施した。 	/		人権・男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会を実施した。 <p>人権教育研修会 年6回 ※集合型またはオンラインで実施し、各校から1名以上の出席 校長会、副校長会 月1回(校長会102名、副校長会105名) ※該当者は全員出席 教務園務担当者連絡会 年1回(102名) ※該当者は全員出席 生活指導担当者連絡会 年1回(99名) ※該当者は全員出席 初任者研修会 年1回(130名) ※該当者は全員出席 中堅教諭等資質向上研修 年1回(56名) ※該当者は全員出席</p>	/		教育指導課

目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
1 女性の健康への支援	(2) 妊娠・出産等に関する支援				
	① 妊娠・子育て相談員による面談および支援	・妊娠・子育て相談員による面談および支援 妊婦面談 実施件数 5,698件		・妊娠届受付(母子健康手帳交付)時に、妊娠・子育て相談員が妊婦と面談を実施。(継続) ・令和5年度から8か月アンケートを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を強化した。	健康推進課 保健相談所
	② 「母子健康電子システム」による支援	・令和4年1月よりシステムの稼働を開始した。また、令和5年1月よりその他の保健衛生業務に関するシステムの稼働を開始した。法改正や制度改正にあわせて、システム改修等を行った。 ・ねりますくすくアプリ(電子母子手帳アプリ)のリーフレットを配布し、より多くの区民の方に利用してもらえよう、周知を図った。			健康推進課 保健相談所
	③ 妊婦とそのパートナーに向けた支援	・令和4年3月28日から、妊娠期から子育て期に活用できる練馬区オリジナルの「ねりますくすくアプリ(電子母子手帳アプリ)」のサービスを開始した。登録者数 2,603人 ・赤ちゃん準備教室 情報編(動画)のホームページを作成し、YouTube練馬区公式チャンネルで「出産までの流れ」「沐浴方法」「ママと赤ちゃんの歯の健康」「妊産婦さんがいる家庭の食事」「赤ちゃんが来る もうじきパパになるあなたへ」を配信した。 ・動画閲覧回数 「出産までの流れ」 10,267回、「沐浴の方法」 3,081回、 「ママと赤ちゃんの歯の健康」 628回、「妊産婦さんがいる家庭の食事」 737回、 パパ向け育児応援動画「赤ちゃんが来る もうじきパパになるあなたへ」(一括再生用) 2,080回			保健相談所
	④ 妊娠・子育て中の外国人相談の場へ多言語翻訳ソフトの導入	・令和2年4月より、6保健相談所、保健予防課および健康推進課に多言語翻訳ソフトを導入したタブレット端末を配備し、積極的に活用を図った。			健康推進課 保健相談所

目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
(3) こころとからだの健康づくりに関する支援					
1 女性の健康への支援	① 保育付き健康診査など健診(検診)環境の充実	・子育て中の方が健康診査を受診しやすい環境を整えるため、保育サービスを実施した。 令和4年度に実施会場を2か所に拡大したが、令和5年度についても、前年度に引き続き、2か所の会場で保育サービスを実施した。 利用者数 301名 (練馬区役所 188名、医療健診センター 113名)			健康推進課
	② 女性に多い乳がん対策に関する講座、パネル展	・乳がん月間(10月)に、区役所、保健相談所においてパネル展を実施し、乳がん検診啓発のためのパンフレットや啓発グッズの配布を行った。 ・乳がん出張講座 実施回数2回 / 参加人数25名 ・母の日キャンペーン(乳がん検診啓発メッセージ入りポケットティッシュの配布) 区内生花店32店舗の協力を得て実施			健康推進課 保健相談所
	③ がん患者のQOL向上と療養生活に関する支援の検討	・練馬区がん患者等支援連絡会を開催し、アピアランスケアや相談窓口等の周知について意見交換を行い、がん患者支援の取組について検討を行った。 ・ウィッグ等購入費用助成事業構築に向けての検討を行った。 ・順天堂練馬病院協力のもと、がんに関する冊子を区内図書館にて配布した。 ・がん征圧月間(9月)に、区役所、保健相談所等において、順天堂練馬病院と協力したパネル展の開催・がんに関する冊子等を配布し、同病院にあるがん相談支援センターと緩和ケアの周知を行った。また、同日に、がん患者支援団体(LAVENDERRING)と協力して、がん患者の笑顔の写真展「がんとともに生きる。」を開催した。			健康推進課
	④ 骨粗しょう症の検診と予防教室、各種体操講習会、スポーツ参加の推進による健康づくり	・区民のスポーツ参加を推進するために、初心者スポーツ教室等を実施している。 ・とりわけ初心者水泳教室では、女性対象の枠を設けている。		・実施回数および定員を減らすことなく、計画通りにスポーツ教室等を開催した。	スポーツ振興課
		・骨粗しょう症検診および予防教室を開始した。 ・骨粗しょう症検診 受診者数:4,262名 (うちDXA法:2,264名、MD法:1,998名) ・骨粗しょう症予防教室(委託) 開催回数12回 参加者数69名 ・健康づくりのための講習会 開催回数1回 参加者数延26名 ・練馬区健康いきいき体操講習会 開催回数5回 参加者数延62名 団体派遣 開催回数14回 参加者数延242名 ・ねりま ゆる×らく体操講習会 団体派遣 開催回数16回 参加者数延240名			健康推進課 保健相談所
⑤ 睡眠に関する講演会、ストレスチェックに関する情報発信	・自らの心の健康について意識を促し、うつ病を早期に発見できるストレスチェック表を区のホームページに掲載し周知を図った。			保健相談所	

目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
1 女性の健康への支援	⑥ 精神保健相談実施や相談事業の周知、「心の相談窓口」相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 心の相談 週1回(火曜日) 相談件数:延497件 前年度より、相談件数が57件増加した。 	/	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの状況も落ち着き、稼働率が70%を超える相談である。専門相談員が相談者の話しを引続き傾聴する。 	広聴広報課
		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センター相談室の「心の相談」事業を、人間関係や自身の生き方などの精神的な悩みを持つ方を対象に実施している。 相談件数:延193件 		<ul style="list-style-type: none"> 人権・男女共同参画課 	
		<ul style="list-style-type: none"> 様々な悩みを抱えた方を適切な相談窓口へつなぐため、「こころ・いのちの相談窓口一覧」の冊子を、区の窓口や区立施設で配布した。 保健相談所では、心の健康に不安がある方の相談を実施した。 精神科医による精神保健相談 151回 保健師による訪問 延べ●●件、面接 延べ●●件、電話 延べ●●件 地域精神保健相談員によるアウトリーチ 延べ●●件 		<ul style="list-style-type: none"> 調整中 保健予防課 保健相談所 	
(1) 女性防災リーダーの育成【重点取組】					
2 男女共同参画の視点に立った防災対策	① 女性防災リーダー育成講座、講演会	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災における女性の参画拡大を推進し、災害時における女性の視点・ニーズを取り入れた防災体制を構築するため、女性防災リーダーとなり得る人材を育成する講座を実施した。 実施回数 全3回(ねりま防災カレッジの人材育成カリキュラム) テーマ:「日頃の備えと助け合い」 受講者数 20名 アンケート結果 全3回を通じて概ね90%の方が「とても満足」または「満足」と回答 受講の支援策として保育室を設置した。 利用者数:延6名 受講者の声や講座のポイントについてまとめたパンフレットを発行し、HP掲載や展示室配布にて女性による防災活動の普及啓発を行った。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> 近年の自然災害における女性被災者に対する取り組みについて関心が高く、受講ニーズが相当数ある。受講者の満足度も高く、引き続き講座内容の充実に取り組み、地域の女性防災リーダーとなりうる人材の育成を推進する。 	区民防災課
		<ul style="list-style-type: none"> (男女共同参画センター) 防災講座「皆ではじめよう！アクティブ防災～楽しく学び、賢く備え、自分で考え行動できる防災を！～」を実施した。 参加者18名(アンケート結果:満足度100%) エーサーフェスティバル開催時に「あなたのための防災対策」をテーマとしたパネルを掲出した。 	A 第5次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> 多様な視点から防災について啓発した。今後も継続して事業を推進する。 	人権・男女共同参画課
(2) 男女共同参画の視点に立った災害対策					
	① 区民防災組織への女性の参画促進、男女共同参画の視点に立った避難拠点運営	<ul style="list-style-type: none"> 震災総合訓練を通じて、女性の視点に配慮した避難拠点運営マニュアルの確認・共有を全ての避難拠点で実施した。また、選択訓練として半分程度の避難拠点では、授乳室、おむつ交換場所および女性専用物干し場所を設置する実働訓練を実施した。残り半分の避難拠点については、令和4年度にすでに実施している。 会議や訓練の場では、男女共同参画の視点に立ち、性別・年齢・国籍などに配慮するよう、参加者に働きかけた。 	/		区民防災課

目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

施策	事業	令和5年度実績	所管課自己評価 (重点取組のみ)	(自己評価についての)所管課コメント (新型コロナの影響等も記載)	所管課
		<ul style="list-style-type: none"> ・女性手帳に「サバイバルレシピ」および「災害時の持出品チェックリスト」について掲載した。 (男女共同参画センター) ・「女性と防災」パネル展示を実施した。 	/		人権・男女共同参画課

第5次練馬区男女共同参画計画 令和5年度実施状況

施策の推進

項目	令和5年度実績	所管課コメント (新型コロナの影響等も記載ください。)	所管課
1 推進に向けた連携・協働			
男女共同参画推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・本会3回、目標毎の部会10回開催した。 主な内容:第5次計画令和4年度実施状況や区民および事業所を対象に実施した調査結果を踏まえ、「第6次練馬区男女共同参画計画策定に向けての意見」をまとめて、区へ提出 ・情報紙「MOVE」編集、ねりまフォーラム実行委員会へ参加した。 ・えーるフェスティバルにパネルを展示した。 		人権・男女共同参画課
他自治体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク池袋と共催し、子育て世代の就労支援講座を実施した。 ・東京都、東京しごと財団と共催し、女性向けの就労支援講座を実施した。 ・若年女性支援の事業実施にあたって、東久留米市・西東京市と日程調整するなど参加しやすい工夫を行った。 ・十文字学園女子大学学生の制作による啓発パネルを展示した。 		人権・男女共同参画課

2 庁内推進体制

<p>男女共同参画施策推進会議</p>	<p>・推進会議(部長級)、幹事会(課長級)について各1回開催した。 主な内容:人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査実施について、第5次計画令和4年度実施状況および審議会等の女性の任用状況調査結果の報告等</p>	<p>・庁議および庶務担当課長会に引き続き会議を開催した。 ・短時間での開催に努めた。</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>
<p>男女共同参画研修、区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画</p>	<p>・全職員(4,367名)に対して、男女共同参画に関する設問を含むコンプライアンスeラーニング研修を実施した。受講者数4,367名(受講率100%) ・新規採用職員等(157名)に対して、新規採用職員研修内で男女共同参画について研修を実施した。新規採用職員研修の終了後に習熟度を測るeラーニングを実施した。受講者数156名(受講率99%)</p> <p>・令和5年8月に「年間実施計画」を策定した。女性職員座談会や「ワーク・ライフ・バランスセミナー」、「女性職員応援プログラム」の実施、庁内報で女性活躍推進記事(副区長インタビュー)や、ロールモデル記事(育休を取得した男性職員の紹介)を掲載した。超過勤務実績および年休取得実績の管理職および各課庶務担当係長への提供や終礼実施の周知等、各種取組を実施した。</p> <p>数値目標(令和6年度まで)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 超過勤務時間数が年360時間以上の職員6.2%より減じる 2 年休10日以上取得者数 一般職員80%以上、管理職50%以上 3 女性主任職職昇任選考試験受験率60%以上 4 ストレスチェック受検率90%以上 5 育児休業等の取得率 男性40%以上、女性は100%を下回らない 6 出産支援休暇(2日)の取得率100%、育児参加休暇(5日)の取得率50%以上 →令和5年度実績値は、7月ごろ確定予定。 	<p>・ワーク・ライフ・バランスやキャリア形成支援について、人権・男女共同参画課と共に職員アンケートを実施した。アンケート結果を参考に令和6年度中に第三期ワーク・ライフ・バランス推進計画を策定予定。</p>	<p>人材育成課</p>

<p>男女共同参画センター</p>	<p>【運営委員会】 ・4回開催 主な内容:えーるフェスティバル実施形態の検討、男女共同参画センター事業実施状況(5年度)の報告、男女共同参画センター事業計画(6年度)の報告</p> <p>【情報発信機能】 ・男女共同参画応援サイトの充実 ・デートDVリーフレットを、生理用品とともに配布した。(令和5年12月まで)</p> <p>【事業に関する.令和5年度の主な取組-】 ①講座申込の際の利便性向上 申込時のフォームを固定し、申込者の利便性を向上させた。 ②出前講座の拡充 学校等からの要望に応じた講座内容を設定するなど工夫した。</p> <p>【事業・施設の詳細】 ・施設貸出 6,266件、利用者58,309人(保育室利用者含む) ・男女共同参画講座 22講座、参加者595人、保育児童78人 ・映画上映会 2講座、参加者数110人、保育児童6人 ・出前講座 5講座、参加者数1,212人 (内訳)区立中学校出前講座「デートDV防止講座」(3校) 区立中学校出前講座「教職員向けデートDV防止講座」(2校) 区立小学校出前講座「共生社会への実現～LGBTQ+への理解を深める～」(1校) 地域団体向け出前講座(2団体) ・区民企画講座 10講座、参加者360人、保育児童16人 ・デートDVアンケートを生理用品とともに配布した。(令和5年12月まで) ・えーるだよりの発行 4回</p> <p>【図書・資料室】 ・情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行 6回 ・「保育付きブックタイム」の実施 計12回 参加者:(保護者)延57名 (子ども)延64名</p> <p>【相談業務】 ・総合相談 5,295件(うち性的マイノリティに関する相談 8件、男性のための相談 3件) ・心の相談 193件 ・DV専門相談 206件 ・法律相談 333件</p>		<p>人権・男女共同参画課</p>
-------------------	---	--	-------------------

3 人権・男女共同参画に関する総合的な施策研究

区の人権・男女共同参画に関する施策について	1 同性パートナーシップ制度 「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等により受けられる区のサービスをまとめて、情報発信した。	人権・男女共同参画課
	2 DV加害者更生 国の調査研究事業や東京都の取組み等の情報収集を行った。	人権・男女共同参画課
	3 選択的夫婦別姓制度 国の考え方、司法判断、内閣府の世論調査などについて情報収集した。 区議会区民生活委員会において、「選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書の提出について」の陳情が採択され、国に対し意見書を提出した。	戸籍住民課 (陳情部分のみ回答)

「審議会等の女性の任用状況」の調査結果(令和6年3月31日現在)

総務部人権・男女共同参画課

- <目標> 1 令和6年度末までに、区の審議会等の女性委員の割合を50%にする。
 (ただし、法令等で資格要件が定められているものを除く。また、行政委員会は、この目標の対象外とする。)
 ※法令等で資格要件が定められているものは、国・地方公共団体の組織および職について規定しているもの、区議会議員、関係団体の構成員のうち、職を指定しているものをいう。
- 2 公募委員の割合を30%以上かつ公募委員における男性委員、女性委員の割合を概ね同数とするよう努める。
 (ただし、法令等により、委員の資格要件が専門知識を有する者や関係団体からの被推薦人のみによって構成される場合は、除外する。)

- <結果> 1 女性委員の割合が50%以上の会議体数・・・12会議体 (昨年比－1会議体)
- 2 公募委員の割合が30%以上かつ公募委員における女性委員の割合が概ね50%以上の会議体数・・・11会議体(昨年同数)
- 3 女性委員の割合が0%の会議体数・・・10会議体 (昨年比－1会議体)
- 4 女性委員の割合が30%未満の会議体数(0%を除く)・・・21会議体 (昨年比＋5会議体)

<現況> 1 審議会等の女性の任用状況

区 分	会議体数(A)	女性を含む 会議体数(B)	左の割合 (B)/(A)	構成員の割合※			前年比	
				委員総数 (C)	女性数 (D)	割合 (D)/(C)		
I 附属機関等	(1) 審議会等 (法令・条例設置)	33	31	93.9%	653	199	30.5%	-1.0ポイント
	(2) 懇談会等 (要綱等で設置)	30	26	86.7%	347	135	38.9%	-2.0ポイント
	計 (1)+(2)	63	57	90.5%	1,000	334	33.4%	-1.4ポイント

※法令等で資格要件が定められているものを除いた割合。

※基準日時点で委員の任命がない会議体を除く。

全委員数1,318人の内、女性は416人(割合は31.6% 前年比-0.7ポイント)。

2 公募委員の状況

	公募委員を有する 会議体数	公募委員を有 する会議体の 委員数(E)	公募委員数 (F)	割合 (F)/(E)	前年比	公募委員中 の女性数(G)	割合 (G)/(F)	前年比
I 附属機関等	23	454	130	28.6%	0.2ポイント	69	53.1%	-0.3ポイント

<参考>

区 分	種別数(H)	女性を含む 種別数(I)	左の割合 (I)/(H)	構成員の割合			前年比
				委員総数(J)	女性数(K)	割合(K)/(J)	
II 行政協力員	10	10	100.0%	617	376	60.9%	+0.9ポイント

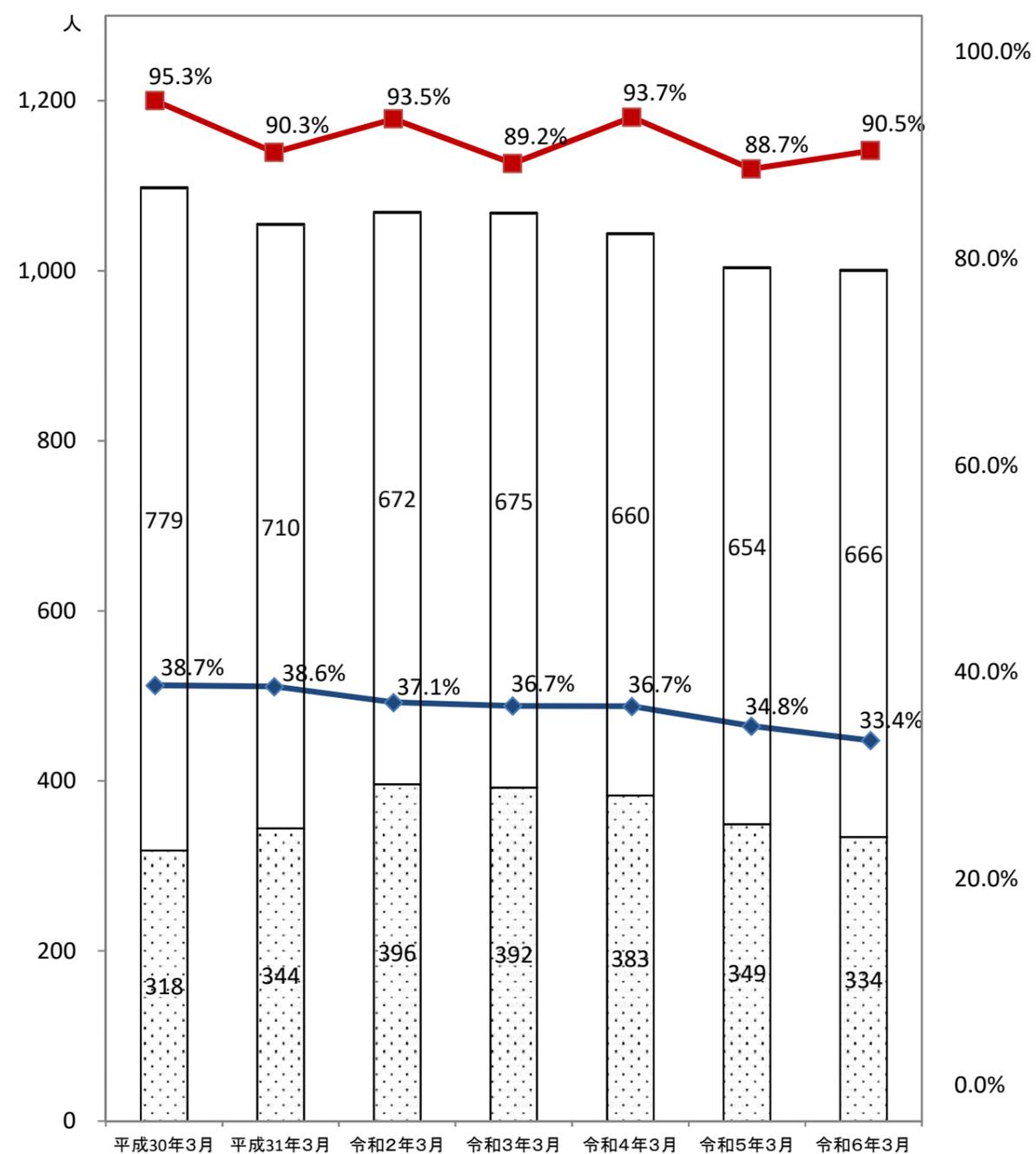
区 分	委員会等数 (H)	女性を含む 委員会等数(I)	左の割合 (I)/(H)	構成員の割合			前年比
				委員総数(J)	女性数(K)	割合(K)/(J)	
III 行政委員会等	4	4	100.0%	29	6	20.7%	+3.5ポイント

いずれも、目標の対象外です。

●女性の任用率の推移(法令等で資格要件が定められているものを除く)

区 分	審議会等 の数	女性を含 む審議会 等の数	左の割合	構 成 員 の 女 性 割 合		
				総 数 (公募委員数)	女性数 (公募委員中 の女性数)	左の割合
平成30年3月	64	61	95.3%	1,097 (147)	425 (66)	38.7% (44.9%)
平成31年3月	62	56	90.3%	1,054 (140)	407 (68)	38.6% (48.6%)
令和2年3月	62	58	93.5%	1,068 (151)	396 (75)	37.1% (49.7%)
令和3年3月	65	58	89.2%	1,067 (160)	392 (77)	36.7% (48.1%)
令和4年3月	63	59	93.7%	1,043 (145)	383 (70)	36.7% (48.3%)
令和5年3月	62	55	88.7%	1,003 (133)	349 (71)	34.8% (53.4%)
令和6年3月	63	57	90.5%	1,000 (130)	334 (69)	33.4% (53.1%)

男女別委員数、女性を任用している附属機関等の割合および女性任用率の推移



- 女性 □ 男性
- 女性を任用している附属機関等の割合
- ◆— 女性任用率

1 女性委員の割合が50%以上の会議体

(12会議体) 昨年比 - 1 会議体

区分	会議体名	任用率
審議会等	練馬区男女共同参画推進懇談会	71.4%
	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員会	66.7%
	練馬区建築紛争調停委員会	50.0%
	練馬区子ども・子育て会議	53.3%
懇談会等	練馬区区政改革推進会議	55.6%
	練馬区立男女共同参画センター運営委員会	61.5%
	練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会	60.0%
	練馬区食育推進ネットワーク会議	83.3%
	特別支援教育支援委員会	64.0%
	練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会	75.0%
	練馬区子ども読書活動推進会議	72.7%
	練馬区青少年対策連絡会	64.0%

2 公募委員の割合が30%以上かつ公募委員における女性委員の割合が概ね50%以上の会議体

(11会議体) 昨年同数

区分	会議体名	任用率	公募割合	公募委員 女性割合
審議会等	練馬区安全・安心協議会	37.5%	32.0%	85.7%
	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会	26.7%	46.7%	50.0%
	練馬区男女共同参画推進懇談会	71.4%	33.3%	77.8%
	練馬区国民健康保険運営協議会	33.3%	30.4%	57.1%
	練馬区介護保険運営協議会	29.2%	33.3%	50.0%
	練馬区地域包括支援センター運営協議会	40.0%	30.0%	60.0%
	練馬区地域密着型サービス運営委員会	40.0%	30.0%	60.0%
	練馬区子ども・子育て会議	53.3%	33.3%	80.0%
懇談会等	練馬区区政改革推進会議	55.6%	44.4%	50.0%
	練馬区立男女共同参画センター運営委員会	61.5%	53.8%	66.7%
	練馬区食育推進ネットワーク会議	83.3%	37.5%	83.3%

3 女性委員の割合が0%の会議体

(10会議体) 昨年比 - 1 会議体

区分	会議体名	備考
審議会等	練馬区大気汚染障害者認定審査会	
	練馬区建築審査会	
懇談会等	練馬区入札監視委員会	
	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	全委員 [※] では35.3%
	練馬区立生涯学習センター運営懇談会	全委員 [※] では11.1%
	練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会	
	練馬区災害医療運営連絡会	
	練馬区公金管理検討委員会	
	練馬区立幼稚園就園検討委員会	全委員 [※] では66.7%
	練馬区要保護児童対策地域協議会代表者会議	全委員 [※] では28.9%

※全委員…法令等で資格要件が定められているものを含む

4 女性委員の割合が30%未満の会議体（0%を除く）

(21会議体) 昨年比 + 5 会議体

区分	会議体名	任用率	備考
審議会等	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会	26.7%	
	練馬区財産価格審議会	10.0%	
	練馬区文化財保護審議会	16.7%	
	練馬区民生委員推薦会	10.0%	
	練馬区災害弔慰金等支給審査会	25.0%	
	練馬区介護保険運営協議会	29.2%	
	練馬区介護認定審査会	27.5%	
	練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会	25.0%	
	練馬区環境審議会	26.7%	前年調査時17.6%
	練馬区緑化委員会	26.7%	
	練馬区循環型社会推進会議	28.6%	
	練馬区都市計画審議会	5.9%	前年調査時11.8%
	練馬区自転車駐車対策協議会	25.0%	
	練馬区青少年問題協議会	15.4%	前年調査時14.8%
懇談会等	練馬区防災懇談会	20.0%	
	練馬区地域福祉計画推進委員会	22.2%	
	練馬区福祉有償運送運営協議会	22.2%	
	練馬区自殺対策推進会議	29.4%	
	練馬区小児救急医療連絡協議会	18.2%	
	練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会	16.7%	
	練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進委員会	14.3%	

I 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和5年度実績)

- ・A 国が定めた法令等
- ・B 都が定めた条例等
- ・C 区が定めた条例・規則
- ・D 区が定めた要綱等

- ・ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの
- ・イ 区議会議員
- ・ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(例:町会連合会会長 ○○学校校長会会長)
- ・エ 学識経験者
- ・オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの
- ・カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの
- ・キ その他(団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているものなど)と規定しているもの、公募委員)

(庁内担当組織順)

令和6年3月末現在

No.	附属機関等の名称	設置根拠	法令	要件と実績	委員数				実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外				公募の有・無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募枠の状況		参加内訳					公募にかかる要件	所管課		
					定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	総数	男性数	女性数			女性の任用率(自動計算)	公募数	公募率(自動計算)	応募数		決定数(欠員除く)	男性数			女性数	女性の任用率(自動計算)
																		総数	うち女性						
1	練馬区区政改革推進会議	練馬区区政改革推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 男1女1 キ その他(公募委員 男2女2、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を有する者または行政もしくは企業における実務経験を有する者 男1女2)	規定なし	9	4	5	55.6%	9	4	5	55.6%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月31日)	4	44.4%	21	10	4	2	2	50.0%	3か月に1回程度、平日夜間に開催する会議に出席できる区内在住の方	区政改革担当課
2	練馬区防災会議	災害対策基本法第16条、防災会議条例	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職 男24名 女1名 ウ 関係団体 男13名 女1名 エ 学識経験者 男0名 女2名 キ その他(自主防災組織) 男5名 女2名	50名以内	48	42	6	12.5%	9	5	4	44.4%	無	行政と防災関係機関との会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	危機管理課
3	練馬区防災懇談会	練馬区防災懇談会設置要綱	D	キ その他 男12 女3 (公募 男12 女3)	15名以下	15	12	3	20.0%	15	12	3	20.0%	有	練馬区防災懇談会設置要綱 平成16年5月14日	15	100.0%	20	3	15	12	3	20.0%	区内在住、在勤、在学	危機管理課
4	練馬区国民保護協議会	国民保護法39条 練馬区国民保護協議会条例	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職 男24名 女1名 ウ 関係団体 男13名 女1名 エ 学識経験者 男0名 女2名 キ その他(自主防災組織) 男5名 女2名	50名以内	48	42	6	12.5%	9	5	4	44.4%	無	行政と国民保護関係機関との会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	危機管理課
5	練馬区安全・安心協議会	練馬区民の安全と安心を推進する条例	C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男10女0 キ 関係団体からの推薦を受けたもの 男17女7、公募 男8女8	60名以内	50	35	15	30.0%	40	25	15	37.5%	有	練馬区民の安全と安心を推進する条例施行規則第4条(平成16年12月13日)	16	32.0%	16	7	7	1	6	85.7%	—	危機管理課
6	練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審査委員会	練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審査委員会条例	C	キ その他(区内にある公共的団体等の代表者またはその団体等の推薦するもの)男7 女3	10	10	7	3	30.0%	10	7	3	30.0%	無	高度な専門知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	総務課
7	練馬区行政不服審査会	行政不服審査法第81条 練馬区行政不服審査会条例	A,C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男2 女1	3	3	2	1	33.3%	3	2	1	33.3%	無	法律または行政に関する専門知識を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文書法務課
8	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例	C	エ 学識経験者 5名(男5女0) キ その他(団体からの推薦を受けたもの4名(男3女1)、公募6名(男3女3))	16	15	11	4	26.7%	15	11	4	26.7%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則	7	46.7%	12	4	6	3	3	50.0%	18歳以上で区内在住	情報公開課
9	練馬区情報公開および個人情報保護審査会	練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例	C	カ 情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱するもの5名(男3女2)	5	5	3	2	40.0%	5	3	2	40.0%	無	条例により相応な専門知識が必要と規定しているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	情報公開課

I 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和5年度実績)

- ・A 国が定めた法令等
- ・B 都が定めた条例等
- ・C 区が定めた条例・規則
- ・D 区が定めた要綱等

- ・ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの
- ・イ 区議会議員
- ・ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(例:町会連合会会長 ○○学校校長会会長)
- ・エ 学識経験者
- ・オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの
- ・カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの
- ・キ その他(団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているものなど)と規定しているもの、公募委員)

(庁内担当組織順)

令和6年3月末現在

No.	附属機関等の名称	設置根拠	法令	要件と実績	委員数								公募の有・無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課	
					法定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外					公募数	公募率(自動計算)	参加内訳								
										総数	男性数	女性数					女性の任用率(自動計算)	総数	うち女性	決定数(欠員除く)	男性数	女性数			女性の任用率(自動計算)
19	練馬区立生涯学習センター運営懇談会	練馬区立生涯学習センター運営懇談会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1 女0 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男4 女1 エ 学識経験者 男1 女0 キ その他(公募区民) 男2 女0	12名以内	9	8	1	11.1%	3	3	0	0.0%	有	練馬区立生涯学習センター運営懇談会設置要綱	4	44.4%	2	0	2	2	0	0.0%	生涯学習センターを利用する区民	文化・生涯学習課
20	練馬区民生委員推薦会	民生委員法第8条	A	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女0 イ 区議会議員 男0女2 エ 学識経験者 男1女1 オ 民生委員・社会福祉事業関係者・社会福祉関係団体の代表者・教育関係者 男8女0	14	14	11	3	21.4%	10	9	1	10.0%	無	練馬区民生委員推薦会規則に選出分野および適格者選定を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部管理課
21	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員会	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員会条例	C	カ 法令等にもとづき区長が任命するもの 男1女2	5名以内	3	1	2	66.7%	3	1	2	66.7%	無	条例に人格が高潔で、保健、福祉、法律等の分野に優れた見識を有する者のうち区長が委嘱する、と規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部管理課
22	練馬区立厚生文化会館運営協議会	練馬区立厚生文化会館運営協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1:女3 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男15:女:7	25	26	16	10	38.5%	0	0	0	- 法令のみ委員で構成	無	要綱で団体の代表者を構成員に規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部管理課
23	練馬区地域福祉計画推進委員会	練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱	D	エ 学識経験者 男2 キ 公募委員 男3 女1 キ その他(関係団体からの推薦) 男9 女3	18名以内	18	14	4	22.2%	18	14	4	22.2%	有	要綱第3条(平成27年3月10日)	4	22.2%	6	1	4	3	1	25.0%	区内在住	福祉部管理課
24	練馬区福祉有償運送運営協議会	練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男4 女0 エ 学識経験者 男1 女0 キ その他(関係団体からの推薦) 男6 女2	16名以内	13	11	2	15.4%	9	7	2	22.2%	無	要綱に構成員が規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部管理課
25	練馬区障害者地域自立支援協議会	練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱	D	エ 学識経験者 男2 女0 オ 教育関係者 男2 女0 キ その他(障害福祉関係者、就労関係者 男7 女9)	22名以内	20	11	9	45.0%	20	11	9	45.0%	無	専門的知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	障害者施策推進課
26	練馬区障害者差別解消支援地域協議会	練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱	D	ア 国の職員、練馬区職員 男3 女4 エ 学識経験者 男1人 オ 教育関係者、医療関係者、法曹関係者 男4 女0 キ その他(障害福祉関係者、民間事業者) 男6 女5	25名以内	23	14	9	39.1%	16	11	5	31.3%	無	専門的知識を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	障害者施策推進課
27	練馬区障害者給付審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条～第18条・同施行令第4条～第9条・練馬区障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例・練馬区障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例施行規則・練馬区障害者給付審査会運営要綱	A, C, D	カ 障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者 男33女17	60名以内	50	33	17	34.0%	50	33	17	34.0%	無	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第16条第2項により、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者を区長が任命することを規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	障害者サービス調整担当課

I 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和5年度実績)

- ・A 国が定めた法令等
- ・B 都が定めた条例等
- ・C 区が定めた条例・規則
- ・D 区が定めた要綱等

- ・ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの
- ・イ 区議会議員
- ・ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(例:町会連合会会長 ○○学校校長会会長)
- ・エ 学識経験者
- ・オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの
- ・カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの
- ・キ その他(団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているものなどと規定しているもの、公募委員)

(庁内担当組織順)

令和6年3月末現在

No.	附属機関等の名称	設置根拠	法令	要件と実績	委員数				実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外				公募の有・無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募率		参加内訳					公募にかかる要件	所管課		
					定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	総数	男性数	女性数			女性の任用率(自動計算)	公募数	公募率(自動計算)	応募数		決定数(欠員除く)	男性数			女性数	女性の任用率(自動計算)
																		総数	うち女性						
28	練馬区災害弔慰金等支給審査会	練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例 練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男3 女1	7名以内	5	3	2	40.0%	4	3	1	25.0%	無	専門知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部生活福祉課
29	練馬区介護保険運営協議会	練馬区介護保険条例第6条	C	エ 学識経験者 男2 オ 医療従事者 男1 キ 福祉関係団体の職員または従事者 男4女2 キ 介護サービス事業者の職員 男6女1 キ 公募委員 男4女4	25名以内	24	17	7	29.2%	24	17	7	29.2%	有	練馬区附属機関等の委員に関する規則(平成23年3月31日)	8	33.3%	19	12	8	4	4	50.0%	区内在住の40歳以上の方	高齢社会対策課
30	練馬区地域包括支援センター運営協議会	練馬区介護保険条例第9条の5	C	エ 学識経験者 女2 オ 医療従事者 男2 キ 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 男5女1 指定居宅サービス事業者等の職員 男2女2 キ 公募委員 男2女3 キ 団体からの推薦 男1	20名以内	20	12	8	40.0%	20	12	8	40.0%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月31日)	6	30.0%	18	13	5	2	3	60.0%	介護保険被保険者および居宅サービス等の利用者等	高齢者支援課
31	練馬区介護認定審査会	介護保険法第14条、練馬区介護保険条例第4条、第5条、練馬区介護保険条例施行規則第2～5条	A,C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男161 女61	280名以内	222	161	61	27.5%	222	161	61	27.5%	無	介護保険法で各分野の学識経験者の任命を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	介護保険課
32	練馬区地域密着型サービス運営委員会	練馬区介護保険条例第9条の9	C	エ 学識経験者 女2 オ 医療従事者 男2 キ 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 男5女1 指定居宅サービス事業者等の職員 男2女2 キ 公募委員 男2女3 キ 団体からの推薦 男1	20名以内	20	12	8	40.0%	20	12	8	40.0%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月31日)	6	30.0%	18	13	5	2	3	60.0%	介護保険被保険者および居宅サービス等の利用者等	介護保険課
33	練馬区健康推進協議会	練馬区健康推進協議会設置要綱	D	イ 区議会議員 男3女3 エ 学識経験者 男2女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男5女0 キ その他 公募 男1女4、推薦 男3女3	26名以内	25	14	11	44.0%	19	11	8	42.1%	有	要綱第3条 平成9年7月1日施行	5	20.0%	8	5	5	1	4	80.0%	保健衛生および地域医療に関心のある区民	健康推進課
34	練馬区食育推進ネットワーク会議	練馬区食育推進ネットワーク会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男4 キ 公募区民 男1女5 キ わりまの食育応援店主 女2 キ 団体からの推薦 男1女3	19名以内	16	6	10	62.5%	12	2	10	83.3%	有	要綱第2条 平成19年7月1日施行	6	37.5%	7	5	6	1	5	83.3%	食育に関心のある区民(6名)	健康推進課
35	練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会	練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会設置要綱	D	エ 学識経験者 男3 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男6	9	9	9	0	0.0%	9	9	0	0.0%	無	行政と医療職等による会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	健康推進課
36	練馬区大気汚染障害者認定審査会	練馬区大気汚染障害者認定審査会条例	C	エ 学識経験者 男6 女0	10以内	6	6	0	0.0%	6	6	0	0.0%	無	各分野の学識経験者の任命を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	保健予防課

I 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和5年度実績)

・A 国が定めた法令等
 ・B 都が定めた条例等
 ・C 区が定めた条例・規則
 ・D 区が定めた要綱等

・ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの
 ・イ 区議会議員
 ・ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(例:町会連合会会長 ○○学校校長会会長)
 ・エ 学識経験者
 ・オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの
 ・カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの
 ・キ その他(団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているものなど)と規定しているもの、公募委員)

(庁内担当組織順)

令和6年3月末現在

No.	附属機関等の名称	設置根拠	法令	要件と実績	委員数				実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外				公募の有・無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募率		参加内訳					公募にかかる要件	所管課		
					定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	総数	男性数	女性数			女性の任用率(自動計算)	公募数	公募率(自動計算)	応募数		決定数(欠員除く)	男性数			女性数	女性の任用率(自動計算)
																		総数	うち女性						
37	練馬区感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 練馬区感染症診査協議会条例	A,C	エ 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 男1 女1 エ 法律に関し学識経験を有する者 男1 エ 医療および法律以外の学識経験を有する者 女1 オ 感染症指定医療機関の医師 男3 女1	4名以上	8	5	3	37.5%	8	5	3	37.5%	無	感染症法で各分野の任命を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	保健予防課	
38	練馬区自殺対策推進会議	練馬区自殺対策推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 女1 オ 保健関係者、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、労働関係者 男9 女4 キ 自殺防止等に関する関係機関に属する者 男3	18名以内	17	12	5	29.4%	17	12	5	29.4%	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	保健予防課	
39	練馬区災害医療運営連絡会	練馬区災害医療運営連絡会設置要綱	D	オ 医師など特定の職業を規定しているもの 男9 キ その他(災害拠点病院から推薦を受けたもの) 男4 (消防署)男3 (警察署)男3 キ その他(区職員) 男3	22	22	22	0	0.0%	22	22	0	0.0%	無	行政と医療職等による会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	地域医療課	
40	練馬区在宅療養推進協議会	練馬区在宅療養推進協議会設置要綱	D	エ 学識経験者 男2 キ その他(団体からの推薦を受けたもの) 男9女5 キ その他(区職員) 男1女1	18	18	12	6	33.3%	18	12	6	33.3%	無	行政と医療職等による会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	地域医療課	
41	練馬区小児救急医療連絡協議会	練馬区小児救急医療連絡協議会設置要綱	D	キ その他(団体から推薦を受けたもの) 男7女1 キ その他(区職員) 男2女1	11	11	9	2	18.2%	11	9	2	18.2%	無	専門的な知識が要求されるため	—	—	—	—	—	—	—	—	地域医療課	
42	練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会	練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例第25条	C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男6 女2	10人以内	8	6	2	25.0%	8	6	2	25.0%	無	委員に対し、特に専門的な知識が要求されるため	—	—	—	—	—	—	—	—	環境課	
43	練馬区環境審議会	練馬区環境基本条例 練馬区環境審議会規則	C	ア 関係行政機関の職員 2名以内…男1 エ 学識経験者 3名以内…女1 オ 教育関係者 2名以内…男2 キ 事業者団体委員 4名以内…男3人・女1人 キ 区民団体委員 4名以内…男3 キ 公募区民 9名以内…男3人・女2人	20名以内	16	12	4	25.0%	15	11	4	26.7%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月31日)	5	31.3%	12	4	5	3	2	40.0%	審議会に出席可能な区内在住の18歳以上の者	環境課
44	練馬区緑化委員会	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第9条	C	イ 記議会議員 5人以内 男2女3 エ 学識経験者 4人以内 男3女1 キ その他(公募委員 男2女3、団体からの推薦を受けたもの 男4、民有のみどり所有者 男2)	20名以内	20	13	7	35.0%	15	11	4	26.7%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月31日)	5	25.0%	14	3	5	2	3	60.0%	区内在住で、主に平日の昼間に開催する委員会に出席可能な方	みどり推進課
45	練馬区循環型社会推進会議	練馬区リサイクル推進条例第20条及び施行規則	C	エ 学識経験者等(5人以内) 男2 女1 キ その他 事業者(7人以内) 男4 女1 キ その他 団体から推薦を受けたもの 男1 女0 キ その他 公募(8人以内) 男3 女2	20名以内	14	10	4	28.6%	14	10	4	28.6%	有	練馬区附属機関等の委員に関する規則(平成23年3月31日)	5	35.7%	13	7	5	3	2	40.0%	区内在住の18歳以上の方	清掃リサイクル課

I 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和5年度実績)

- ・A 国が定めた法令等
- ・B 都が定めた条例等
- ・C 区が定めた条例・規則
- ・D 区が定めた要綱等

- ・ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの
- ・イ 区議会議員
- ・ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(例:町会連合会会長 ○○学校校長会会長)
- ・エ 学識経験者
- ・オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの
- ・カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの
- ・キ その他(団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているものなど)と規定しているもの、公募委員)

(庁内担当組織順)

令和6年3月末現在

No.	附属機関等の名称	設置根拠	法令	要件と実績	委員数								公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課			
					定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外			公募の有・無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率(自動計算)	参加内訳								
										総数	男性数	女性数					女性の任用率(自動計算)	総数	うち女性	決定数(欠員除く)			男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)
46	練馬区都市計画審議会	都市計画法第77条の2 練馬区まちづくり条例第127条	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2 女0 イ 区議会議員 男5 女1 エ 学識経験者 男5 女0 キ その他(団体からの推薦を受けたもの 男8女0、公募委員 男3女1)	30名以内	25	23	2	8.0%	17	16	1	5.9%	有	附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日 練企企発第245号)および練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成13年2月27日 練企企発第245号)および練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月練馬区規則第22号)に基づき平成13年度から実施	4	16.0%	16	2	4	3	1	25.0%	区内在住で審議会に出席可能な方(区の委託業務に従事している方を除く。)	都市計画課
47	練馬区建築審査会	建築基準法第78条	A	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 定数 5名(男5、女0)	5	5	5	0	0.0%	5	5	0	0.0%	無	建築基準法で各分野の学識経験者の任命を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開発調整課
48	練馬区建築紛争調停委員会	練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 7人以内(男2、女2)	7以内	4	2	2	50.0%	4	2	2	50.0%	無	条例により相応な専門知識が必要と規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開発調整課
49	練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会	練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会設置要綱	D	ア 地方公共団体の職 男1 エ 学識経験者 男4 オ 学校関係者 男1 カ 区長が任命するもの 女1	8	7	6	1	14.3%	6	5	1	16.7%	無	高度な専門知識が必要となるため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特定道路課
50	練馬区交通安全対策協議会	交通安全対策基本法18条 練馬区交通安全対策協議会規約	A,D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの(男17人、女1人) ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(男8人、女0人)	25	26	25	1	3.8%	0	0	0	法令のみ委員で構成	無	区内の関係行政機関および関係団体の調整機関のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	交通安全課
51	練馬区自転車駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律8条 練馬区自転車の適正利用に関する条例	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 5人以内(男5、女0) イ 区議会議員 3人以内(男2、女1) ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 4人以内(男3、女1) エ 学識経験者 2人以内(男2、女0) キ 区民 6人以内(男4、女2)	20	20	16	4	20.0%	8	6	2	25.0%	有	練馬区自転車の適正利用に関する条例施行規則21条(昭和61年6月30日施行)	6	30.0%	11	4	6	4	2	33.3%	区民	交通安全課
52	練馬区公金管理検討委員会	練馬区公金管理検討委員会設置要綱	D	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男3 女0	4名以内	3	3	0	0.0%	3	3	0	0.0%	無	高度な専門知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	会計管理室
53	特別支援教育支援委員会	練馬区特別支援教育支援委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 24名(男9、女15) オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 25名(男9、女16)	45名以上	49	18	31	63.3%	25	9	16	64.0%	無	個人情報に係る事項について検討するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	学務課

I 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和5年度実績)

- ・A 国が定めた法令等
- ・B 都が定めた条例等
- ・C 区が定めた条例・規則
- ・D 区が定めた要綱等

- ・ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの
- ・イ 区議会議員
- ・ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(例:町会連合会会長 ○○学校校長会会長)
- ・エ 学識経験者
- ・オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの
- ・カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの
- ・キ その他(団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているものなどと規定しているもの、公募委員)

(庁内担当組織順)

令和6年3月末現在

No.	附属機関等の名称	設置根拠	法令	法令等の資格		委員数							公募枠の状況										公募にかかる要件	所管課			
				要件と実績	定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外				公募の有・無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率(自動計算)	参加内訳							女性の任用率(自動計算)		
										総数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)					総数	うち女性	決定数(欠員除く)	男性数	女性数					
54	練馬区立幼稚園就園検討委員会	練馬区立幼稚園就園検討委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女6 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男1名	9	9	3	6	66.7%	1	1	0	0.0%	無	個人情報に係る事項について検討するため専門知識が必要のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	学務課
55	練馬区いじめ等対応支援チーム	練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男4、女1 エ 学識経験者 男1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男3、女2 キ その他(委員長が必要と認める者、臨床心理に識見を有する者、小中学校PTA連合会が推薦する者) 男1、女1	15名程度	13	9	4	30.8%	8	5	3	37.5%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	教育指導課
56	練馬区立学校(園)における教員の働き方改革推進委員会	練馬区立学校(園)における教員の働き方改革推進委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男6女1	10名程度	10	9	1	10.0%	7	6	1	14.3%	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	教育指導課
57	練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会	練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会設置要綱	D	エ 学識経験者 女1 カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男1女2	4名	4	1	3	75.0%	4	1	3	75.0%	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	教育指導課
58	練馬区不登校対策会議	練馬区不登校対策会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3 女1 エ 学識経験者 男1 キ その他(小学校校長会の推薦する者、中学校校長会の推薦する者、不登校対策に識見を有する者) 男3 女2	10名程度	10	7	3	30.0%	6	4	2	33.3%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	学校教育支援センター
59	練馬区子ども読書活動推進会議	練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの男2女2 キ その他 男1女5(団体 男1女2 公募委員 男0女3)	13名以内	11	3	8	72.7%	11	3	8	72.7%	有	練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱第3条	3	27.3%	3	3	3	0	3	100.0%	区内在住で、18歳までのお子さんの方	—	光が丘図書館	
60	練馬区子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法練馬区子ども・子育て会議条例	A, C	エ 学識経験者 男1、女1 キ 事業主を代表する者 男1、女1 キ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 男4、女1 キ 区長が必要と認める者 男0、女1 キ 公募委員 男1、女4	15名以内	15	7	8	53.3%	15	7	8	53.3%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則	5	33.3%	29	20	5	1	4	80.0%	・幼稚園に通っている児童の保護者 ・保育施設に通っている3歳以上の児童の保護者 ・保育施設に通っている3歳未満の児童の保護者 ・在宅で子育てをしている未就学児童(幼稚園または保育施設に通っていない未就学児童)の保護者 ・小学校に通っている児童の保護者	—	こども施策企画課	
61	練馬区青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条練馬区青少年問題協議会条例	A, C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女1 イ 区議会議員 男3女3 エ 学識経験者(公募含む) 男15女4 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男7女0	36	35	27	8	22.9%	26	22	4	15.4%	有	練馬区青少年問題協議会要綱第2条 平成16年7月19日施行	5	14.3%	5	1	5	4	1	20.0%	①区内在住 ②青少年健全育成に熱意を持っている ③年2回の協議会に出席できる	—	青少年課	

I 附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和5年度実績)

- ・A 国が定めた法令等
- ・B 都が定めた条例等
- ・C 区が定めた条例・規則
- ・D 区が定めた要綱等

- ・ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの
- ・イ 区議会議員
- ・ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(例:町会連合会会長 ○○学校校長会会長)
- ・エ 学識経験者
- ・オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの
- ・カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの
- ・キ その他(団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているものなど)と規定しているもの、公募委員)

(庁内担当組織順)

令和6年3月末現在

No.	附属機関等の名称	設置根拠	法令	法令等の資格		委員数								公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課			
				要件と実績	定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率 (自動計算)	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外				公募の有・無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率 公募数/実数 (自動計算)	参加内訳								
										総数	男性数	女性数	女性の任用率 (自動計算)					応募数		決定数 (欠員除く)	男性数			女性数	女性の任用率 (自動計算)	
																		総数	うち女性							
62	練馬区青少年対策連絡会	練馬区青少年対策連絡会要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1 女0 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男5女0 キ その他(区内にある青少年関係諸団体の代表者等 男4名 女16名)	30名以内	26	10	16	61.5%	25	9	16	64.0%	無	要綱に指定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青少年課
63	練馬区要保護児童対策地域協議会代表者会議	練馬区要保護児童対策地域協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男18女9 ウ 関係団体の構成員の職を指定しているもの 男4女2 キ その他団体からの推薦を受けたもの 男5女0	38	38	27	11	28.9%	5	5	0	0.0%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	子ども家庭支援センター	

第5次練馬区男女共同参画計画 目標別 指標と目標値一覧

目標 人権の尊重と男女平等意識の形成

指標	平成30年度	目標	令和5年度
人権を意識して生活している人の割合 (うち、「いつも意識している人」の割合)	71.6% (19.2%)	75%	71.5% (26.8%)
社会全体として男性のほうが優遇されていると感じる人の割合	男性 67.6% 女性 79.9%	減少	男性 68.8% 女性 84.3%
区の男女共同参画事業の認知度	32.9%	50%	32.1%

目標 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

指標	平成30年度	目標	令和5年度
配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度	34.7%	50%	51.7%
ハラスメントを受けた経験がある人の割合	28.1%	減少	31.4% (増加)

目標 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

指標	平成30年度	目標	令和5年度
家庭における男性の家事・育児等への平均従事時間(1週間)	9.3時間	12時間	10.3時間
職場の育児・介護支援制度を利用したことがある人の割合	44.5%	50%	59.2%
区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況	59.6%	75%	61.5%
区の審議会等の女性委員の比率 (うち、公募の女性委員の比率)	38.6% (53.4%)	50%	33.4% (53.1%)

目標 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

指標	平成30年度	目標	令和5年度
30歳代健診の受診率	7.6%	20% ²	5.5%
女性防災リーダー育成講座・講演会を受講した人(累計)	368人	668人 ³	636人

2 「健康づくりサポートプラン」における目標

3 368人+(講座・講演会受講予定者数60人×5年)=668人

第6次練馬区男女共同参画計画 [令和7～11年度 (2025-2029年度)] の構成

名称案：「一人ひとりが自由に輝くまちプラン」

第1章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが、性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観など、人と人の違いを認め合い、暮らし、仕事、地域における多様な活動への参画や自らの希望に沿った生き方を選択できる「一人ひとりが自由に輝くまち」を目指す。

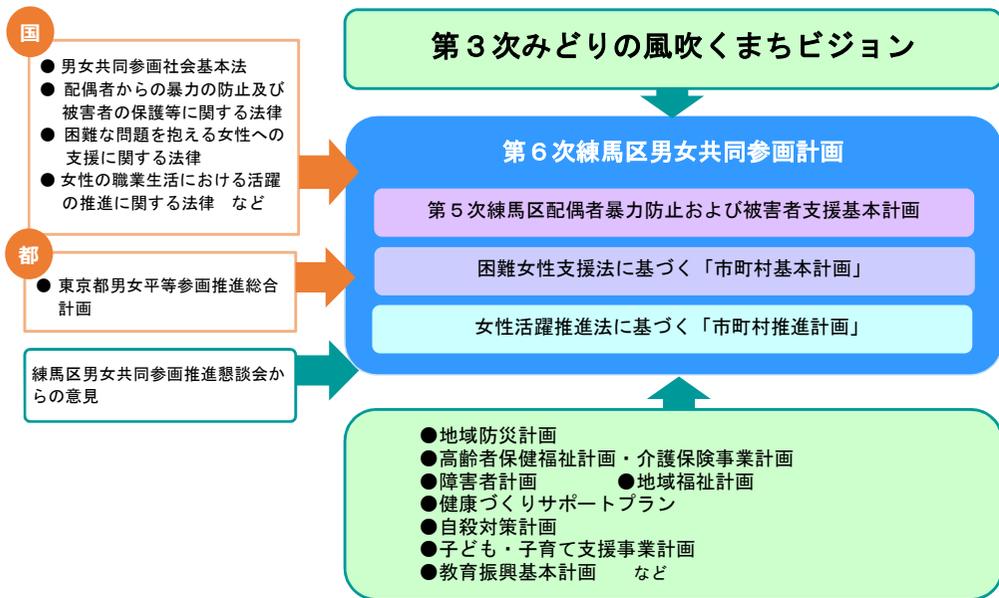
2 計画期間

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)の5年間とする。

3 計画の目標

3つの目標を設定

4 計画の位置づけ



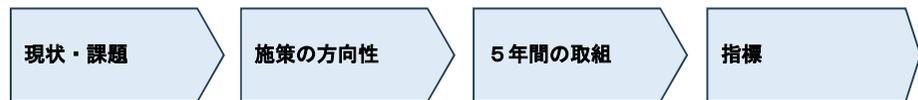
5 体系図



第2章

計画の施策と取組

3つの目標ごとに「現状・課題」「施策の方向性」「5年間の取組」「指標」を記載する。



第3章

計画の進め方

- ・目標ごとに具体的な指標を設け、計画期間中の進捗状況を数値化する。
- ・区民や地域で活動する団体や事業者、学識経験者からなる「練馬区男女共同参画推進懇談会」で計画の進捗状況を確認するとともに、庁内各部署で構成する「練馬区男女共同参画施策推進会議」で全体の進捗管理を行う。

体系図

目標

施策

I
認め合い自由に
生きる意識を育む

1 認め合い自由に生きる意識を育む啓発の推進

II
困難な問題を抱える
女性等を支援する

第5次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画

1 配偶者等からの暴力の防止と
被害者への支援

2 性暴力やハラスメント等の防止

困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」

3 困難な問題を抱える女性の
早期発見と早期支援

新規

III
男女が共に活躍できる
道を広げる

女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」

1 誰もが働きやすい職場環境の促進と
女性の就労、再就職、能力開発への支援

2 政策等・方針決定過程における男女共同参画

3 ワーク・ライフ・バランスと
家庭における男女の協働

4 様々な人に配慮した災害対策

5 女性の健康への切れ目のない支援

取組

1

- (1) 人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化
- (2) ジェンダー平等を進めるための情報発信の強化
- (3) あらゆる世代への教育と学習の機会の充実

1

- (1) 被害者の相談から生活再建までの支援
- (2) 配偶者等暴力の防止に向けた啓発
- (3) 相談員の育成

2

- (1) ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発
- (2) ハラスメント等の防止
- (3) 若年層への暴力の防止に関する啓発

3

- (1) 関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化
- (2) 若年女性などへの支援の充実

1

- (1) 働きやすい職場環境づくりへの支援
- (2) 女性活躍推進のための就労、再就職、起業に関する支援

2

- (1) 区の審議会等委員への女性の積極的な参画
- (2) 女性および若い世代への啓発

3

- (1) 家事・育児に家族で取り組むための支援
- (2) 子育てに関する支援
- (3) 介護に関する支援

4

- (1) 防災活動への女性の参加促進
- (2) 多様な視点に配慮した避難拠点運営

5

- (1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発
- (2) 妊娠・出産等に関する支援
- (3) こころとからだの健康づくりに関する支援

資料 8

第 6 次練馬区男女共同参画計画 素案（たたき台）

第 2 章 計画の施策と取組

目標Ⅱ 配偶者等への暴力・ハラスメントの防止と

困難な問題を抱える女性への支援

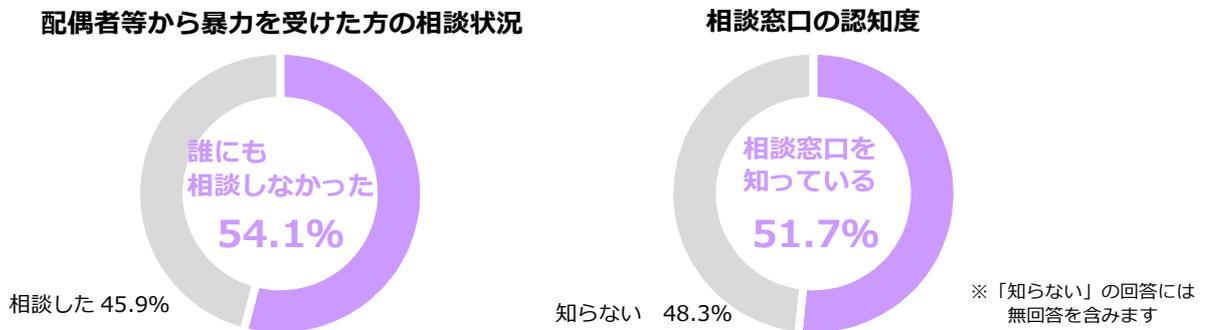
第 2 章 計画の施策と取組

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する

■ 現状

○配偶者等による暴力

配偶者等から暴力を受けた経験のある人は **18.6%**です。そのうちだれにも相談しなかった人は **54.1%**です。区では、平成26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援センター（※）を設置し、配偶者等暴力被害者の支援を行っています。配偶者等の暴力相談窓口の認知度は51.7%で、5年前の調査より17ポイント増えています。



○ストーカー行為やハラスメント

国の調査では、特定の相手からのつきまとい等の被害経験がある人は **10.2%**、不同意性交等の被害経験がある人は **4.7%**でした。また、区の調査では、ハラスメントを受けた経験のある人は **31.4%**です。職場のハラスメントでは、1位が「パワーハラスメント」、2位が「カスタマーハラスメント」となっています。

○困難な問題を抱える女性からの相談

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭環境の破綻などの困難な問題を抱える女性に対し、東京都女性相談支援センターなどと連携した支援を実施しています。令和5年度の相談件数は **4,938件**です。

出典：令和5年度 男女間における暴力に関する調査（内閣府）
令和5年度 人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査（練馬区）

（※）練馬区配偶者暴力相談支援センター

練馬区配偶者暴力相談支援センターとは、施設名ではなく機能の総称です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、人権・男女共同参画課、総合福祉事務所4所を中心に「練馬区配偶者暴力相談支援センター」として、関係部署が連携して被害者支援を行っています。

主な業務は、相談、カウンセリング、一時保護、就労や居住支援など生活再建に向けた自立支援、保護命令制度の利用に関する支援などです。

■ 課題

- ◆ 被害者が暴力から逃れ、自分らしさを取り戻せるようになるためには、**安全の確保や心のケア、経済的自立**など多くの支援が必要です。
- ◆ 配偶者等暴力は、家庭内など人の目に触れにくく、**被害が潜在化**する傾向があります。被害を受けた人や暴力に気付いた周囲の人が迷わずに、関係機関に連絡や相談できるように、相談窓口の周知や配偶者等暴力被害防止に関する啓発を進めることが重要です。
- ◆ ストーカー行為、性暴力、ハラスメント等を未然に防止するためには、これらが**人権を侵害する許されない行為であるという認識を高めることが重要**です。また、性暴力は性別を問わず被害者となる可能性があり、幼少期からの性教育や被害防止に関する**啓発強化**が必要です。
- ◆ 若年層が様々な情報に惑わされ、被害に巻き込まれないためには、正しい情報の提供や更なる**相談窓口の周知**が必要です。
- ◆ 令和6年4月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係の破綻などの困難な問題を抱える女性に対し、**民間団体と連携した支援の強化**が求められています。

■ 施策と5年間の取組

施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

第5次練馬区配偶者暴力防止
および被害者支援基本計画

施策の方向性

- 配偶者等暴力に対する相談窓口の充実および周知を行うとともに、暴力は重大な人権侵害であるという意識の啓発を進めます。
- 被害者の状況に応じ、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携して相談から生活再建までの支援に取り組みます。

取組(1) 被害者の相談から生活再建までの支援

1 相談窓口の充実【新規・充実】

配偶者等暴力に関する相談窓口の充実に向け、SNSの活用などを進め、相談窓口の更なる周知を進めます。

2 被害の早期発見

配偶者等暴力被害の早期発見、安全確保や心のケア(DV専門相談)、被害者一人ひとりの状況に合わせた適切な支援ができるよう、男女共同参画センターや総合福祉事務所が中心となり、警察、学校、保育所・幼稚園、子ども家庭支援センターなど関係機関と連携して取り組みます。

3 加害者更生に関する情報提供

被害者の安全で安心した暮らしに向けて、国等が行う加害者更生に関する情報の収集および提供を行い、取組を研究します。

取組(2) 配偶者等暴力の防止に向けた啓発

1 配偶者等暴力を許さない社会の実現

配偶者等暴力を許さない社会の実現を図るため、人権教育や講座の実施、情報紙の発行などの意識啓発を充実します。

2 子どもへの影響

配偶者等暴力のある家庭における子どもへの影響について、子育て相談などの機会を捉えて情報提供を行います。

取組(3) 相談員の育成

1 相談員の人材育成【充実】

相談員の人材育成のため、国や東京都、関係機関等が実施する専門研修の積極的な受講を促します。また、実務担当者会議等を通じて、困難事例等の課題解決に向け、相談員の情報共有や連携強化を進めます。

2 二次被害の防止

職員による二次被害を防止するため、研修等への参加を促進するとともに情報管理の徹底を図ります。

施策2 性暴力やハラスメント等の防止

施策の方向性

ストーカー行為や性暴力、ハラスメント等を防止するため、意識啓発や相談窓口の周知、若年層に向けた被害防止の情報提供を進めます。

取組（1）

ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発

1 情報提供や同行支援

ストーカー、性暴力等被害に関する専門支援機関等の情報提供や、状況に応じて同行支援を実施します。

2 性暴力等の暴力の防止に向けた啓発

区民向け講座や啓発紙の発行など、性暴力等の暴力の防止に向けた啓発を充実します。

3 職員研修の実施

被害者への適切な対応が行えるよう、職員向けの研修を充実します。

取組（2）

ハラスメント等の防止

1 相談窓口・情報提供

ハラスメントの相談内容に応じて窓口を案内するとともに、情報提供を行います。

2 啓発事業の実施

区民や事業所、学校等に向けて、ハラスメントについての理解の促進と防止に関する講座や情報紙の配布などを実施します。

取組（3）

若年層への暴力の防止に関する啓発

1 啓発事業・相談窓口周知の強化

若年層に向け、デートDVやSNS利用に起因する性被害、AV出演被害、レイプドラッグ等の被害の未然防止に向けた啓発や相談窓口に関する周知を強化します。

2 子どもに関わる職員への研修の実施

保育園や幼稚園、学校など、子どもと関わるさまざまな立場の者が、子どもに寄り添い相談を受けることができるよう、職員向けの性暴力防止に関する研修を実施します。

3 性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発事業の実施【充実】

生命の安全教育やNPO等による出前講座、啓発リーフレットの配布など、発達段階に応じて性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発を充実します。

施策3 困難な問題を抱える女性の 早期発見と早期支援

困難女性支援法に基づく
「市町村基本計画」

新規

施策の方向性

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻などの困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるように、関係機関や民間団体と連携し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

取組（1） 関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化

1 支援調整会議の設置【新規】

関係機関や民間団体との情報共有や連携を深めるとともに、支援対象者に関する支援内容や支援の方向性を協議するため、支援調整会議を設置します。

取組（2） 若年女性などへの支援の充実

1 若年女性のための居場所事業および出張相談会の実施【新規】

行政の相談窓口につながりにくい困難な問題を抱えた若年女性を早期に発見し、相談・支援につなげるため、民間団体や女性自立支援施設と協働し、若年女性のための居場所事業および出張型相談会を実施します。

2 関係機関との連携【充実】

相談者が必要な支援を選択できるように、男女共同参画センターと総合福祉事務所が中心となり、東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設、警察、医療機関、保健相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所、民間団体等と連携し支援を進めます。

■ 目標Ⅱの指標

目標Ⅱ 指標

令和6年度 練馬区男女共同参画推進懇談会 年間予定（修正版）

日 程	内 容
5月7日（火）18時～ 多目的会議室	第1回 練馬区男女共同参画推進懇談会 ・男女共同参画研修 ・会長、副会長の選出 ・各種委員の選出
6月15日（土）16日（日）	<u>2024 男女共同参画センターえるフェスティバル</u>
7月30日（火）18時～ 交流会場	第2回 練馬区男女共同参画推進懇談会 ・令和5年度事業実施状況について ・審議会等の女性委員の任用率について ・計画素案（たたき台）について
8月27日（火）18時30分～ 多目的会議室	第3回 練馬区男女共同参画推進懇談会 ・計画素案（たたき台）について
10月1日	○男女共同参画情報紙「MOVE」55号発行
11月12日（火）18時30分～ 多目的会議室	第4回 練馬区男女共同参画推進懇談会 ・計画素案について
令和7年2月13日（木） 18時30分～ 多目的会議室	第5回 練馬区男女共同参画推進懇談会 ・区民意見反映制度による意見概要と 区の考え方について ・計画（案）について
令和7年3月	【資料送付】 ・計画の送付
令和7年4月1日	○男女共同参画情報紙「MOVE」56号発行

（参考）

期	年度	主な議事（予定）
第22期	6年度	第6次練馬区男女共同参画計画の策定について 令和7年度からを計画期間とする次期計画を策定する年次となります。計画案のたたき台、素案等を進捗に応じてお示しし、ご意見を伺います。
	7年度	第5次練馬区男女共同参画計画の成果に対する評価 令和6年度に期間を終了する第5次計画（現行計画）の実施事業について5年間の評価をお願いします。